

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第 55 号 2018 年 12 月

HEADLINE

本号は、2018 年 7 月 31 日東京において開催しました第 22 回日中民商事法セミナーを特集しております。

日中民商事法セミナーは日中両国の相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招へいしセミナーを開催しております。

今回のセミナーは、法務省法務総合研究所並びに一般財団法人日中経済協会との共催で、また日本貿易振興機構、中国大使館の後援をいただき、中国側からは常時ご支援いただいている国家発展改革委員会より林念修副主任をご来賓としてお迎えしました。講演は、「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」をテーマとして国家発展改革委員会法規司司長の楊 潔氏より講演いただき、さらに国家発展改革委員会副秘書長 兼 ハイテク産業司司長任志武氏より「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」をテーマとして講演いただきました。

(目次)

開会挨拶	宮原 賢次	公益財団法人国際民商事法センター会長2
	林 念修	国家発展改革委員会副主任3
	佐久間達哉	法務省法務総合研究所長5
	伊澤 正	一般財団法人日中経済協会理事長6
	赤星 康	独立行政法人日本貿易振興機構副理事長7
	梁 林冲	中国駐日大使館経済参事官8

総合司会 小杉 丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

講演 1 「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」

講 師： 楊 潔 国家発展改革委員会法規司司長9

進行及びコメント： 熊谷健一 明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授

学長室専門員17

コメント： 小野寺良文 森・濱田松本法律事務所 北京事務所主席代表弁護士.....20

講演 2 「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」

講 師： 任志武 国家発展改革委員会副秘書長 兼 ハイテク産業司司長27

進 行： 高見澤学 一般財団法人日中経済協会 調査部長

コメント：	梶浦敏範 株式会社日立製作所 上席研究員 ……………36 (日本経済団体連合会 情報通信委員会企画部会長代行)
	雷海涛 桜美林大学 経営学研究科 教授 ……………39
総括	小杉 丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 ……………45

【資料】 (リンクをクリックすると資料を閲覧できます)

- ・中国側略歴
- ・楊 潔講師 説明資料
- ・任志武講師 説明資料
- ・第1回～第23回セミナー講演及び講師一覧表

開会挨拶

官原 賢次 (公益財団法人国際民商事法センター会長)

公益財団法人国際民商事法センター会長の官原です。第22回日中民商事法セミナーの開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回のセミナーのために中国から遠路お越しいただきました国家発展改革委員会の林念修副主任、任志武副秘書長兼ハイテク産業司司長、楊潔法規司司長をはじめとする中国ミッションの皆さま方、心より歓迎申し上げます。よくおいでいただきました。また、会場には企業の方々を中心に、法曹・学術関係の方々や中国大使館の梁林冲参事官をはじめ中国企業の方々など、幅広い範囲から多数お集まりいただいております。御礼申し上げます。

本セミナーは、当財団設立の年である1996年に第1回を東京で開催いたしまして以降、毎年、北京と日本で交互に開催しております。両国の間にはさまざまな問題がありますが、継続して実施してきており、このたび第22回を迎えることができたことを、大変うれしく思っております。ご承知のとおり、国家発展改革委員会は国务院に属し、中国国家の経済運営の産業政策を担当される大変重要な機関であります。林副主任はその要職におられる方で、大変お忙しい公務の中、スケジュールをやりくりいただいて、このセミナーにおいでいただきました。厚く御礼申し上げます。

今回からは法律関係の学術議論に加えて、より産業界に密着した交流を目指すという趣旨で、「ハイテク分野に関する交流」ということで一般財団法人日中経済協会にご協力いただくことになりました。今回のセミナーでは最初に「中国の知的財産法」をテーマに取り上げ、講演では「一流のビジネス環境を構築するための知的財産権保護の強化」について、楊潔法規司司長に説明いただくことにしております。続いては、「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」と題して、任志武副秘書長兼ハイテク産業司司長にご講演いただきます。今回のテーマは、いずれも日本企業が中国で経済活動・企業活動を行っていく上で大変重要なテーマであり、管轄部署の責任者から直接その事情をお聞きする誠に有益な機会であると存じます。

本日のセミナーの司会と総括は、松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士にお願いしております。本日のセミナーが、皆さまにとって非常に有意義なものになりますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

開会挨拶

林 念修（国家発展改革委員会副主任）

尊敬する宮原会長、大野理事長、伊澤理事長、そして皆さま、こんにちは。皆さまと東京で集うことができ、うれしく思います。第22回日中民商事法セミナーに参加することは、私にとって大きな喜びです。中国国家発展改革委員会を代表し、本セミナーの開催に心よりお祝い申し上げます。また、日本の国際民商事法センター、日中経済協会が、今回のセミナーの準備に多くの心血を注がれたこと、そしてきめ細かいご準備をさせていただいたことに、心より感謝申し上げます。

今年は、中日平和友好条約が結ばれて40周年に当たります。また、中日共同宣言が発表されて20周年、中日で全面的戦略互惠関係推進に関する共同声明が出されて10周年に当たります。先般、李克強総理が日本を訪問して中日関係を推進し、これを正常な軌道に戻しました。中日はいずれも世界の重要な経済国であり、お互いに重要な貿易・投資のパートナーです。

今、国際情勢は複雑かつ変化に富み、保護主義、一国主義などが台頭する状況もございます。そうした中で中日両国は協力を強化し、ともに私たちの直面する課題に挑戦していかなければなりません。われわれが相互信頼し、互惠の精神を基に意思疎通を強化し、学び合い、理解し、誠心誠意協力することで、きっと中日関係は新たな素晴らしい未来を切り開くことができるでしょう。

今般のセミナーは、二つのテーマがあると認識しています。一つは中国の知的財産権の保護、もう一つは中国のデジタル経済の発展です。この二つのテーマは、中国がより質の高い発展を推進し、近代的な経済システムを建設するために重要な内容です。関連する法律制度構築や法の執行、司法などにも及ぶ内容であり、経済・法律二つの特徴を備えるテーマです。

中国は、一貫して知財保護を重視しています。今年4月、習近平主席はボアオ・アジア・フォーラムの開幕式に出席して基調講演をしましたが、その際にも、知的財産権保護を強化することは、新しい時代の中国の、開放かつ拡大の四つの重要な措置の一つであると述べ、中国が法に基づき厳しく知財権を保護する立場、そのスタンスを世界に向けて発信しました。

中国の知的財産権制度の発展を振り返ると、1970年代にゼロからスタートして一歩ずつ歩みを進め、知財権保護の環境、その効果の面で、今や大きな進展を遂げることができたことは、皆さまもご承知のとおりと認識しています。法律や法規の面では、既に一連の国際的なルールに則った、また、さまざまな種類のそろった知的財産権の法律制度システムを構築しています。世界の主だった知財関係の国際条約への加盟も果たしています。

一方、政策面においては、中央政府は国家知財戦略要綱や13次5カ年計画、国家知財保護運用計画など、相次いで重要な文書を発し、国の知財戦略を国の発展の革新的な戦略という高みにまで押し上げて、創造、運用、保護、管理といったさまざまな側面から一連の措置を講じています。

さらに、管理体制の面でも、今年、新たに国家知識産権局をつくり、これまで専利・商標がそれぞれ別に管理されていたり、交差して法の執行が行われていたりした問題を整理して解決しました。また、行政法執行の面でも、これまでの5年間で専利の権利侵害、模倣品の事件として19.2万件、商標に関しては17.3万件的摘発を行い、権利者の合法的な権益を守ってきました。

一方、司法保護の面では、三つの知的財産権法院をつくり、一連の知的財産権の法廷をつくって、知財権の涉外事件の裁判の周期が最も短い国の一つになっています。このように、知財権を巡る司法保護も大きく向上が見られています。

もちろん、中国の知的財産権保護は、依然として改善すべきところが残されています。中国政府は、習近平主席がボアオ・アジア・フォーラムで約束したとおり、引き続き知財権の保護を強化し、審査、権利の授与、行政法執行、司法保護、業界の自立・自制といった各段階での、知財権の保護システムの形成を急いでいます。そして、知財権保護の新たな局面を構築していきます。

そのために、一つは積極的に知財権の総合的な法の執行を進めます。商標、専利権の法執行の行動をさらに展開し、さまざまな権利侵害の行動についても摘発、打撃を与えていきます。

2番目に、懲罰性の賠償制度を、さらに構築します。専利法が改正されたことを契機として、法をゆがめればコストが高くつくようにして、法律による抑止の役割を十分に発揮させます。

3番目に、より効果的でコストの低い権利維持・権利保護のためのルートを構築していきます。特に審査、権利の確定、権利の維持などについても、急速にこれを行えるようなワンストップ式のサービスを行います。

4番目に、包摂性のあるバランスの取れた効果的な知的財産権の国際ルールを構築を推し、進めていきます。WIPOの枠組みの下で、さらには一帯一路の枠組みの下で知財権の国際交流を進めるなど、各国との知的財産権の二国間協力も拡大します。

今、デジタル経済は科学技術革命、産業変革の重要な力となっています。人類社会は、まさにデジタル化の生産力を中心とする新たな段階に差し掛かっています。中国政府はデジタル経済の発展を極めて重視しており、ブロードバンドチャイナ、インターネット+ビッグデータなどを、国の重要な戦略として実施しています。デジタル+経済、また、新しい原動力の集約、さらに経済構造の調整、新旧原動力の転換など、一連の進展があり、新たなブレークスルーも見えています。

例えば、第一に情報インフラのレベルが安定し、向上しています。ブロードバンドチャイナ戦略、情報インフラの3カ年行動計画を実施する中で情報インフラも絶えず整備されており、今年の上半期には、中国では4Gのユーザーが11.1億人に達しています。

第二に、eコマースなどの新しい業態が絶えず発展しています。eコマースの規模は今も伸びており、特にネット上での小売額は、2011年は8000億元ほどでしたが、去年は7.2兆元と、年平均44%伸びています。ネット上でタクシーの配車をしたり、シェアバイク、家を借りるなど、新しい業態も絶えず出てきていて、教育や医療などの分野にも進展を見えています。

次に、デジタル経済と従来分野も融合しています。インターネット、IoTなど、新しい情報技術が農業や従来型の産業、サービス業などに浸透しつつあり、企業の生産方式、組織のあり方、管理のあり方、ビジネスモデルなどに変革をもたらしています。

このような発展の成果を見るとともに、中国のデジタル経済の発展にはさまざまな問題もあります。例えば、融合、イノベーションが不十分、産業の転換では、痛みを伴う経済活動のプレーヤーの責任が不明確などの問題があります。利害の関係や業界の秩序、ガバナンス、政策法規といった面で多くの課題も抱えています。デジタル経済は、未知の世界の方が私たちが知っている部分より大きいのです。もちろん、これはさまざまなチャンスに満ちた分野でもあると思っています。中日両国が、まさにこうした面で、より突っ込んだ協力をしていきたいと思っています。

そのために、次のようなことを提案したいと思います。第一に、政策的な調整をお互いに図ること。中日のイノベーション協力というメカニズムの下で、政府や企業、シンクタンク、研究機関などが、ともに交流のプラットフォームをつくっていききたいと思っています。特に政策の交流などを、プラットフォームの上で行っていききたいと思っています。

第二に、技術交流の強化を図ること。中日両国の企業は、科学技術のイノベーションや技術

開発、さらには新しいマネジメントの強化、より精密なピンポイントでのマッチングなど、さまざまな経験の交流ができるでしょうし、参考にし合えるところがあるでしょう。

第三に、重点的な分野を選んで協力すること。特に、情報技術は従来の伝統的な分野に力を与えます。スマート交通やスマート養老、デジタル医療など、さまざまな交流と協力が望まれると考えています。

今日の講師の楊潔さんは、国家発展改革委員会の法規司の責任者であり、これまで知財権に関する政策法規の起草作業に、繰り返し、数多く参加されました。また、もう1人の講師の任志武さんは、国家発展改革委員会の副秘書長、ハイテク産業司の責任者で、長年、中国のデジタル経済分野の発展戦略や政策法規の制定に携わってこられました。今回のセミナーでは、日本側からも専門家の方々がコメントをくださるそうですから、中日両国の、こうした分野でのお互いの交流を促し、学び合い、参考にし合い、ともに発展することにつながると確信しています。

皆さま、中日民商事法セミナーは、既に22回、成功裏に開催されてきました。両国の間でこれだけ長く続いたものはあまりなく、また大変著名なセミナーであり、影響力の大きな二国間の交流の場であると認識しています。中国の國務委員、外交部長、かつて日本の大使も務めたことのある王毅さんが言っているように、中日民商事法セミナーは、中日経済文化交流の成功事例です。

また、2016年2月、私と宮原会長が東京で新たな協力協定を結びました。協力の分野を、法律から法律・経済・社会の発展戦略・政策措置・政策ツールといった幅広い分野に広げることを合意したのです。今日のセミナーでは、新たな協定を結んでから初めて、法律・経済の二つのテーマを一緒に取り上げています。宮原会長をはじめとする日本の国際民商事法センター、初めてこのセミナーに加わってくださった日中経済協会が、この協力のためにご尽力くださったことに、崇高なる敬意、そして心からの謝意を申し上げます。

私は、中日双方の協力が強化され、民商事法セミナーがますます盛んに行われていくことを、心の底から願っています。そして、両国の経済界、法曹界、ビジネス界の重要な絆づくりの場として、中日友好のために、このセミナーが新たな貢献をすることを望みます。このセミナーの成功を祈り、挨拶に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

開会挨拶

佐久間 達哉（法務省法務総合研究所長）

ご紹介いただいた法務省法務総合研究所の佐久間でございます。共催者の一員として、日中民商事法セミナーの開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

林念修副主任、任志武副秘書長兼ハイテク産業司司長、楊潔法規司司長をはじめとする中華人民共和国国务院国家発展改革委員会の皆さまには、遠路、中国からお越しいただきました。心から歓迎申し上げます。また、公益財団法人国際民商事法センターの宮原賢次会長、一般財団法人日中経済協会の伊澤正理事長、独立行政法人日本貿易振興機構の赤星康副理事長、中華人民共和国大使館の梁林冲参事官には、本セミナー開催のために大変なご尽力を頂き、また、ご臨席の皆さまにはご多用の中、本日お集まりいただきましたことに、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について相互に理解を深め、両国の交流の発展に寄与することを目的として、毎年開催

されてきました。今回で22回目を迎えるわけですが、日中間でいろいろなことがある中で、本セミナーが長年にわたり途切れることなく続けられてきたことは誠に意義深いことであり、日中双方で本セミナーの開催にご尽力いただいていた関係者の皆さまに対し、改めて心から敬意を表したいと思えます。

このセミナーでは、その時々の日中両国が興味・関心を持つ事柄をテーマとして取り上げ、意見交換がなされてまいりました。今回のテーマの一つである「知的財産権保護」は、ビジネス環境の整備に大きく資するものです。中国国内に限らず、中国と関連する日本企業においても、極めて関心の高い分野と承知しています。また、デジタル経済に関する協力も、特に中国の目覚ましい経済発展・技術発展に伴い、大いに注目される分野であると考えています。本日のセミナーでは、このような時宜にかなったテーマについて、日中両国が互いの経験を伝え合い、相互理解を深める、またとない機会ではないかと考えています。本日のセミナーが実り多いものとなることを心から願っています。

最後に、今後の日中両国の発展とともに、ご参加の皆さまのご健勝を祈念して、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

開会挨拶

伊澤 正（一般財団法人日中経済協会理事長）

ただ今ご紹介いただきました日中経済協会理事長の伊澤でございます。本セミナーの共催者として、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、遠路、中国からお越しいただきました国家発展改革委員会の林念修副主任閣下、ならびに幹部の皆さまのご来日を心から歓迎いたします。また、国際民商事法センターの宮原会長、法務省法務総合研究所の佐久間所長、その他、日中双方でセミナー開催の準備にご尽力してこられました関係の皆さま方に、本日、第22回日中民商事法セミナーが無事開催されましたことを、ともに喜び申し上げます。そして、本日ご多忙の中、ご来場いただきました皆さまにも、心から御礼申し上げます。

日中民商事法セミナーは22年間、毎年欠かさずに開催されてきた歴史のある事業です。そのような日中間の絆の一翼を担う重要なセミナーに、今回から共催者として関わることができましたことは、私ども日中経済協会にとって大変名誉なことと思っています。

日中関係は時に順調に、時に厳しい道のを超えて、今日まで発展の歴史をたどってまいりました。今や世界第2位、第3位の経済大国となった両国経済は、今後さらに新たな協力の局面を迎えようとしています。

現在、世界経済はイノベーションとグローバリゼーションにけん引されて発展を続けていますが、その中でも日本のものづくり技術と並んで、中国の推進しているデジタル経済の重要性が非常に注目されています。そして、まさにハイテク技術を巡る両国のイノベーション協力が、重要なテーマになっていると考えています。第21回セミナーの後、法律論議を中心としてきた本セミナーに、新たに経済分野・ハイテク分野の交流を加えようとしてご提案された林念修閣下のご慧眼に感服するとともに、そのハイテク分野の担当として、私どもにお声を掛けていただきました国際民商事法センターの宮原会長に、心から御礼を申し上げます。私どもは、その責任の重さを痛感しつつ、本セミナーが少しでも良いものになるように微力ながら尽力してまいりました。

本日の法律分野のテーマは、知財保護というハイテク時代を象徴するようなテーマとなって

います。また、第1回目となるハイテク分野交流では、先ほど林念修副主任から中国のハイテク分野についてのご説明がありましたが、この後、国家発展改革委員会の副秘書長でハイテク産業司長でもある任志武様より、まさに世界が注目している中国のデジタル経済の現状と、今後の日中協力の可能性についてお話を伺えるということで、非常に楽しみにしております。今回のハイテク分野交流が大いに盛り上がり、第23回、第24回へとつながっていき、本セミナーがますます発展していくことを期待する次第です。

最後になりますが、本日のセミナーが日中双方にとって実り多きものであることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私の挨拶に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

開会挨拶

赤星 康（独立行政法人日本貿易振興機構副理事長）

国家発展改革委員会、林念修副主任をはじめとする中国側関係者の皆さま、国際民商事法センター、宮原賢次会長をはじめとする日本側関係者の皆さま、ご来場の皆さま、ただ今ご紹介いただきました日本貿易振興機構（ジェトロ）の赤星でございます。

本セミナーは今回で第22回を迎えましたが、私どもは2003年11月の第8回から、共催や後援機関としてご一緒させていただいております。本セミナーは、中国の重要な官庁である国家発展改革委員会が日本企業に法制度情報を提供する貴重な機会であり、国際民商事法センターはじめ、関係各位のご尽力に敬意を表したいと思います。

さて、既に言及されているとおり、今年は日中平和友好条約締結40周年に当たり、日中ハイレベルの交流が進みつつあります。今年の5月には李克強首相が、中国の総理としては8年ぶりとなる訪日を果たされました。この際の日中首脳会談では、安倍総理の年内訪中、それに続く習近平主席の訪日についても語られています。両国の首脳同士の頻繁な交流は、日中両国企業の皆さんが大きく期待することであり、日中経済関係の発展に強力な追い風となるものと存じます。安倍総理の訪中、習主席の訪日が順調に実現することを心から願うとともに、ジェトロとしても11月に開催される第1回中国国際輸入博覧会への参加や、「日中第三国市場協力フォーラム」の実施・運営等を通じて、日中両国企業のビジネス交流の促進に一層尽力してまいります。

ここで、簡単にジェトロの紹介をさせていただきます。李総理の訪日の際に、四川、遼寧、黒龍江省の地方政府の指導者も訪日されました。ジェトロは、これら省政府指導者をはじめとする地方政府との関係強化に取り組んできました。現在では、中国各省市と10を超える協力の覚書（MOU）を締結しています。これらのMOU全てに、本日のテーマである知的財産に関する協力が含まれており、中国の各地方における知財分野での日中協力を進めているところです。

また、本日のもう一つの大きなテーマである「デジタル経済」分野においては、中国EC大手のアリババ集団や京東集団のプラットフォームのバイヤーと、日本企業の方々の商談も実施しております。中国のECプラットフォームを活用し、日本企業の中国市場開拓、ないし中国企業の日本の市場開拓に取り組んできました。

本日のテーマは、より企業の関心の高いものという目的で設定されたと伺っております。ジェトロとしても、知的財産、デジタル経済分野に関連する事業を中国政府等の協力の下で行っており、貴重な情報を得られる機会と期待しております。

最後になりますが、日中経済関係の一層の発展と、本日のセミナーの成功を祈念して、私の

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

開会挨拶

梁 林冲（中国駐日大使館経済参事官）

尊敬する宮原会長、尊敬する林念修副主任、尊敬するご来席の皆さま、本日、第22回日中民商事法セミナーが盛大に行われます。国家改革委員会の林念修副主任は、代表団を率いて来場されました。大使館を代表して、このセミナーの開催に対する熱烈なお祝いの意を申し上げると同時に、林念修副主任をはじめとする代表団に歓迎の意を表明します。

今年は日中平和条約締結40周年に当たります。この記念すべき重要な年にこのセミナーが開催されることには、重要な意義があります。日中民商事法セミナーは既に22回、成功裏に開催されました。両国の法曹界、経済界交流の重要な架け橋となっています。現在、日中経済貿易協力は新しいチャンスに直面しています。大きなポテンシャルがあり、洋々たる将来性があります。日中民商事の交流がますます進化し、両国の経済貿易協力のために重要な役割を果たすことを期待しています。

最後に、このセミナーの成功裏の開催をお祈りして、私の挨拶とさせていただきます。

（司会）ありがとうございました。これにて林副主任はご退席されます。皆さま、拍手にてお送りいただきたいと思います。林副主任、ありがとうございました。

それではセミナーを始めたいと思います。これからのセミナーの総合司会をお願いしている、当財団理事で松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士をご紹介します。小杉弁護士は、涉外関係でアジア諸国の法制にも詳しく、ローエイシアの活動を通じ、アジアの法曹関係者と幅広い人脈をお持ちです。それでは小杉先生、よろしくお願ひいたします。

（小杉）ご紹介いただきました公益財団法人国際民商事法センターの理事を務めている小杉です。私は、日中民商事法セミナーを第1回からずっと担当してきました。22回を数えることには、誠に感慨深いものがあります。今回が22回目であるというお話は先ほどから出ていますが、今回、新しいことがあります。前回の第21回、北京で行われた会議の際に両国間で、林念修副主任と宮原賢次会長との間で、国際民商事法センターと国家発展改革委員会との間で、新しい協定書が結ばれました。私はその交渉にずっと参画してきましたが、これまでの20年間を踏まえて新しく発展させたいというのが、林副主任の強い希望でした。特にハイテク分野、先端産業を取り入れた形にしたいというお話があって、今回は新しい協定書に基づく、初めての日中セミナーという形になったわけです。その新しい進展を踏まえて、日中経済協会にも共催をお願いし、今日の形になっています。今回の講演は、前半に知的財産保護の強化ということで主として法律的な問題を扱い、後半はデジタル経済協力の新領域の開拓ということで経済の方に少しウエイトを置いた形で講演していただくという組み合わせで、私どもにとっても新しい企画です。皆さまのご協力を得て、今後、このような形を発展させていきたいと思っています。

早速、前半の知的財産保護の強化の部に入りたいと思いますが、このセッションについては、熊谷健一明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授、学長室専門員に進行をお願いいたしますので、熊谷先生にバトンタッチして、進めていただきたいと思います。熊谷先生、よろしくお願ひいたします。

(熊谷) どうもありがとうございます。ご紹介いただきました明治大学の熊谷です。このセッションは、約2時間を予定しています。最初に楊潔さんから約1時間のご報告を頂き、その後、小野寺先生と私からコメントさせていただくという形で進めさせていただきたいと思っています。

それでは、楊潔さん、ご報告よろしくお願いたします。

講演1 「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」

講師： 楊 潔 (国家発展改革委員会法規司司長)

進行： 熊谷 健一 (明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授 学長室専門員)

尊敬する法曹界、経済界、各関係者の皆さま、こんにちは。日本に来ることができ、報告できることを大変光栄に思っています。

孟浩然という唐の時代の有名な詩人がいますが、その詩の一節に「蓮の花が香り、竹の露が響く」という句がありますが、まさにそのような季節に日本を訪れ、日本の法曹界、経済界の皆さまと交流できることを、大変うれしく思います。

国家発展改革委員会法規司を代表して、国際民商事法センター、日中経済協会が、今回のセミナーのために、さまざまなご尽力をしてくださりましたことに、心から感謝申し上げます。中日民商事法セミナーというのは、両国の法律、経済分野の互いの理解と協力を促すために、1996年にスタートしました。それ以来、中国、日本で順番に開催し、これまでに21回、成功裏に終えています。22年にわたり、お互いに関心のある経済社会、法律問題について交流してきました。また、日中経済協会は中日関係、経済、貿易、友好関係の発展のために大変努力してこられました。われわれはぜひ友好協力し、双方の理解、相互信頼、交流、協力を深めるため、中日友好のために新たな貢献をしたいと思っています。

ご承知のとおり、日本は知財権の保護の面では、豊かな実践経験があります。また、立法も整っており、今回のセミナーは知財権の保護のさまざまな法整備についても交流するわけです。今、中国では、まさに法治化、国際化、円滑化というビジネス環境をつくらうとしています。このようなテーマは、まさに現実的な意義があると思っています。今日の交流、シンポジウムを経て、いい効果が上げられると思います。中国が今後、知財権の保護、法律・法規の整備をする上でも、大変参考になる会議だと思っています。

それでは、今日のテーマに基づいて発言させていただきます。テーマは、知的財産権保護制度を健全なものとし、法治化、国際化、円滑化、便利化されたビジネス環境をつくらうというものです。

知財権というのは、まさに現代財産権の重要な構成部分です。長年にわたって世界各国がこれを整備し、自国の知財権、法律、制度を整備してきました。中国も例外ではありません。1980年代初頭に中国は知財権保護制度の構築を急ぐようになり、そして実践の中でこれを整備、発展させました。知財権に関する法律・法規を、全面的に、システムティックに見直してきました。中国の国情に合い、国際的なルールにもハーモナイズした知財権の法律体系を構築してきたのです。

先ほど、林副主任の挨拶の中で紹介がありましたが、ボアオ・アジア・フォーラム2018年年次総会で、習近平主席は知財権の保護を強化すると明確に言っています。「法執行の力を強め、それを強化することによって、法を犯せば高くつくということを強化する」。習近平主席は繰

り返しこのことを強調したのです。知財権のサービス体系を整備し、知財権保護の制度環境を整えて知財権を保護し、独占や不正競争には反対すると言っています。

また、李克強総理も、「強化すべきは知財権の保護であり、公平な競争の投資環境をつくることが重要だ」という発言を繰り返しています。そして、知財権の保護とはイノベーションを守ることであり、権利侵害、模倣品の摘発、ビジネスシークレットを侵す、商標の冒認などの行為の摘発、特に侵害したときの賠償の上限を高めることによって、違法コストを高めなければいけないとも言っています。

今日は22回目のセミナーで、知財権保護がテーマですので、われわれとしてもぜひこれをきっかけとして、国際的な知財権保護の分野の先進的なやり方、経験を学びたいと思います。中国が知財権の保護制度を整備する中で、国際的なルールともハーモナイズしながら日本にも学び、私たちの制度の開放性も担保していきたいと思います。

1. 知財権保護の法律制度・体系の確立

今日は三つの側面から交流を図っていきたいと思っています。最初は、中国は既に整備された知財権保護制度の体系を構築しているという点です。1970年代末から、中国は知財権の法律制度の構築に着手しました。1983年3月、中国で商標法が実施され、以降、長年にわたり運用する中で、中国の知財権は少しずつ法治化の軌道に乗ってきています。関連する法律・法規の制度も健全な方向にきています。

健全と言うゆえんは三つあります。まず、システムティックにルールが整備されていることです。中国の知財権の法律制度は、基本的に専利権、商標権、著作権という三つの法律制度をベースにしています。これが法的枠組みです。また、不正競争防止法、独禁法などもあり、知財権の税関保護条例やコンピューター・ソフトウェア保護条例、植物新品種保護条例等の行政法規、行政的なさまざまな規定もあります。これによって、中国の国情に合い、国際ルールともマッチした知財権の法律・法規のシステムを構築しているのです。このように、全般的に見れば1980年代以降、中国の知財権の法律・法規のシステムは、少しずつ形成され、整備されてきたということです。

振り返ると、1982年8月に商標法を正式に公布し、その後3回にわたって見直しを行い、さらに商標の管理を強化して商標の専用権を保護してきました。次に、1984年に専利法、いわゆる特許法を公布し、これも3回にわたって改正しています。さらに、特許権者の合法的な権益の保護を重視するようになっていきます。そして1986年4月に、三つ目として民法通則を公布しました。知財権についても一節を設けて、定めがあります。次に、1990年7月に著作権法を公布し、2回にわたって改正が加えられています。1997年、刑法の中でも一節を設け、知財権侵害罪を設けました。

二つ目の特徴は、イノベーションを提唱している点です。中国の国務院は、一連の文書を出して新たな措置を講じています。例えば、13次5カ年計画として、国の知財権保護と運用の計画を出しています。これによって、専利法、著作権法、不正競争防止法といった法律・法規の整備を急ぎ、ビジネスモデル、インターネットプラス、e コマース、ビッグデータといった、関連する分野の法律制度とルールづくりを行ってきました。

さらに2016年、全般的なプランを出しています。それによって、これまで知財権の管理システムが不備だったところを解決しました。保護が厳格でない、きちんとした奉仕・役務ができていないなどの問題、さらに発展戦略においても法的な下支えが薄いというような、際立った問題を解決しました。それとともに、中国はWIPOとの密接な連携も重視しています。また、一带一路を軸とした突っ込んだ協力もしており、一带一路知財協力協定も結んでいます。これ

は、中国政府として初めての、一帯一路を巡る知財権に関する国際機関との協力の文書となります。

三つ目の特徴は、国際的な協調を取っていることです。中国は、WIPO、工業財産権保護に関するパリ条約、TRIPS 協定など、これまでに 20 ほどの知財権に関する総合的な国際条約に加わっています。それとともに、特許分野の協力条約、工業品の意匠に関する国際分類協定（特許に特化したもの）にも加わっています。商標については、商標の国際登録に関するマドリッド協定や関連する議定書にも署名していますし、商標登録用の商標サービス国際分類のニース協定など、商標分野の条約にも加わっています。著作権関係としては、文学芸術作品を守るためのベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO の著作権条約にも加入しています。

同時に、中国は専利法、商標法、著作権法などの知財権の保護に関する法律・法規・司法解釈についても、全面的な見直しを加えてきました。そして、WTO の TRIPS およびその他知財保護に関する国際ルールに、きちんとハーモナイズしようとしています。また、集積回路配置図設計保護条例、オリンピックシンボルの保護条例、万博シンボルの保護条例などの行政法規も作っています。これが、ご報告しようと思った第一の側面です。

2. 知財権保護の能力・水準の向上

第二の側面は、中国の知財権保護の能力・レベルの向上についてです。これについては四つの面からご紹介します。

近年、中国政府は知財権の保護を極めて重視し、より重要な位置付けとして厳格なる知財権の保護制度を実施しています。全社会を挙げて知財権保護の意識が普遍的に強まっています。知財権を創造し、運用し、保護・管理するレベルも、著しく向上が見られると言っていいでしょう。中国の知財権保護の現状は、審査・登録、行政による法執行、司法保護、国際化保護体系という四つの点で特徴があります。

2-1. 届出数量の増加

第一の特徴は、審査・登録面です。専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出の数が大幅に増加しています。ご承知のとおり、専利、審査、登録というのは特許権・専利権を保護するベースになります。2013～2017 年の間に、中国の発明・特許、実用新案、意匠の三つの専利の出願受理量は、237 万件から 369 万件と大幅に増えています。国家知財局の統計によれば、2013～2017 年には二つの特徴があります。一つは、審査の能力が高まっている点です。2017 年末現在、中国の 1 万人当たりの発明・特許の保有量は 9.8 件です。

松下電器の美容器の意匠権に関する事件は、2016 年の中国の裁判所の十大知財権事例の一つに数えられるとても著名な事件です。大変高額な賠償金の支払いを命じる判決が下されました。まさに、知財権の市場価値が、権利侵害に係る損害賠償でも反映されているという、司法的な保護の理念が反映されています。美容器の意匠権は市場価値が大変高いということです。日本の松下電器が当該特許の意匠権者であり、松下電器は中国の珠海金稲電器が生産し、北京麗康富雅商貿有限公司が生産・販売している製品が、松下電器の意匠権を侵害しているとみなし、両被告の侵害差し止めと、さらに製品と金型の廃棄を求め、損害賠償を求めたのです。

これは北京で審理されましたが、一審、二審、そして最高裁判所でも再審査が行われ、既にその審理は結了しています。北京の知財法院は一審の判決で、両被告の権利侵害の差し止めと、松下電器への 300 万元の賠償、200 万元の合理的な支出を全て認めました。二審、再審でもこの判決を維持しています。

実は権利損害の挙証というのはとても難しい問題で、侵害行為に関連する帳簿は、主に権利

を侵害した側が持っています。権利者の挙証能力ということでは、自分たちが知り得る状況で十分に挙証することができるかどうかということになります。その経済的損害の賠償請求が合理的であるという十分な説明ができ、権利侵害した側が、それに関して反論できるような十分な証拠がなければ、人民法院としては権利者の主張、提供した証拠は、権利侵害者が権利侵害したことによって得られた利益と認めています。これが、司法保護の一つの特徴です。

また、中国では企業の商標ブランド意識が大変高まっています。商標登録に関する出願量も大変増えています。2013～2017年、中国の商標登録出願量は年々増加し、商標登録の出願受理数は118万件から574万件以上に達するなど、大変急速に増えています。国家知財局の2017年の最新統計データによれば、国内の商標出願受理量が大幅に増えており、連続16年、世界のトップを走っています。一方、マドリッド商標国際登録の出願量も、安定した成長が見られます。海外の申請者が中国を指定したマドリッド商標国際登録申請は2万6148件で、13年連続でマドリッド連盟の中でトップです。

路虎（ランドローバー）社の権利侵害に関する事例も、2017年の中国の裁判所の十大知財権事例の一つです。日本の企業とは関わりがありませんが、参考になると思います。これは商標の冒認に関わる事例です。近年、中国は知財権保護を強化する中で、悪意を持った商標出願行為を規制し、社会一般の人たちが知財権を尊重する意識を強めています。ランドローバー社の関連会社が、1996年、2004年、2005年に「路虎」「ランドローバー」という商標の登録を申請し、第12類の「陸地機動車両」等の商品への使用が審査決定され、大変有名になりました。一方、広東省広州市には奮力食品有限公司という会社があり、ネット上のショップと実体店舗で「路虎ビタミン飲料」というものを販売しました。関連する製品、パッケージ、さらにインターネット上の宣伝文句でも「路虎」「LANDOVER」、「Landover 路虎」といった表示がありました。上下に配列したトレードマークにも、同じような文字があります。奮力食品有限公司は2010年、確かに第30類の「非医療用栄養液」、第32類の「ノンアルコール飲料」でこの商標を登録したいと出願はしているのですが、登録には至りませんでした。ランドローバー社は、奮力食品有限公司は権利侵害に当たるとして訴訟を起こしました。

広東の中級人民裁判所は、奮力食品有限公司に対して権利侵害の差し止めを求め、さらに経済的な損害の賠償と、合理的な支出である人民元120万元を賠償するよう命令する判決を下しました。二審の広東省の高級人民法院は、ランドローバー社の証拠は十分証明に足るものであり、関係する商標は中国域内で社会一般の人たちが大変よく知っている、いわゆる知名商標に当たり、ランドローバー社の顕著性や商業的名声を損なったとして差し止めを認めました。奮力食品有限公司は上訴しようとしたのですが却下され、大変話題になりました。

さらに、中国では著作権の登録数も、100万件から約272万件に増えています。これについて事例を述べたいと思います。3DMGAMEのウェブサイトの案件で、ちょうど審理が終了したばかりで、海外のゲーム会社が国内の海賊版を訴えて勝訴した先例となりました。海外の権利者の合法的な権益が十分に守られたのです。

皆さまもご存じかもしれませんが、コーエーテクモゲームスは日本でも大変有名なゲームソフト会社で、ゲームファンの人なら「三国志13」をはじめとする五つのゲームの著作権者です。一方の中国の三鼎夢公司是、ウェブサイトにゲームのポータルサイトを持っていて、400万人ほどの会員が登録している大きな影響力のあるゲーム会社です。そこが日本でもコーエーテクモゲームスの五つのゲームに関してウェブ上にページを作り、リンクを張ることによって無料でゲームをダウンロードして遊べるようにしていたのです。

日本のコーエーテクモゲームスは三鼎夢会社に繰り返し警告を出しましたが、効果がなかったため2016年5月、北京の知財法院に訴訟を起こしました。一審、二審を経て、今年5月に審

理が終結しています。一審は北京の知財権法院で、去年の11月に判決が出ています。被告の三鼎夢公司是ゲームソフトをアップロードし、コーエーテクモゲームスのゲームソフトの情報ネットワーク伝播権を侵害し、著作権の侵害も構成することを認めました。賠償に関しては、権利侵害行為が発生したとき、原告の5ゲームは中国域内で実際に販売されていないものの、三鼎夢公司が違法に中国で遊べるようにしてしまった、つまり関連するゲームソフトをインターネットに載せ、ゲームを楽しむ側が無料でダウンロードできるようにしてしまったことで、実質的には原告が中国市場に進出するのを阻んだということで、162 万余元の賠償を求めました。一審の判決が出ると、被告はこれを不服として上訴しました。2018年5月15日、北京市高級人民法院は最終公判の判決を行い、上訴を棄却し、原判決を維持しました。本事例は、ある意味で海外の権利者の権利もきちんと保護するという先例をうまく示すことになりました。

さらに、知的財産権の中国の税関における保護届出についても、申請数量が急速に増加しています。これは図がありますのでご覧ください。

2-2. 行政の法執行能力の強化

第二の特徴として述べたいのは、行政的な法執行能力が上がっていることです。具体的には次の四つの面で示されるように、中国の監督・管理の能力も強化されています。

一つは、特許に関する事件の処理量が年々増えていることで、特に権利保護の強化が図られています。2017年通年の特許関係の行政法執行の事案の処理は6万6000件余りで、急速に増えています。また、商標や模倣品などについての処理も大変強化しています。

また、行政的な法執行事件はこれまでも増えていましたが、事件そのものの数が減りはじめているという成果も上げています。一方で、10万元以上の罰金が課された事例は増えています。

ネット上での取り締まり強化は、特に著作権、版權に関するもので、海賊版や権利侵害などを取り締まっています。海賊版などを取り締まる「剣網キャンペーン」というものを行っており、去年はネット上の版權保護にフォーカスして、e コマースのプラットフォームやモバイルインターネットのアプリなどの版權について取り締まりを強化しました。

一方、輸出入の面では、全方位に向けて輸出入の権利侵害についての取り締まりを行っており、水際の保護を強化しています。中国税関の2017年の統計によれば、中国税関の知財権の法執行には、三つの特徴が表れています。一つ目は、税関が進んで取り締まりを行い、押収することが中心であること。二つ目は、商標の専用権侵害の貨物に関するものが約98%と多いことで、疑わしい貨物を取り締まる主なルートは海運、郵便物で、その取り締まりを強化しています。

これに関しては、昨年11月に発生した「レイバン」というメガネの権利侵害の事例があります。中国の税関が、外資系企業の知財権を守り、ビジネス環境の最適化を図った典型的な事案となりました。浙江省寧波税関が商標権者からの通報を受けて、とある会社の輸出申告貨物を検査したところ、レイバンのサングラスの模倣品281箱を見つけました。金額にして52万円になります。知財権者が確認した結果、確かにレイバンの商標の専用権を侵害したものでした。さらに、この事件一つでは終わらず、寧波税関は権利侵害商品の類似性をたどって引き続き捜査を進め、同種類の商品の数量、航路、出荷元などを調査し、今までの輸出データをさらに調べて3件のレイバン商標権を侵害したサングラスの事件を摘発し、合わせて31.2万本、金額にして115万円に上るサングラスを押収しました。この事案は、中国製製品の海外におけるイメージを守る、重要な典型事例となりました。近年、中国税関は知財権の水際保護を強化し、権利侵害や模倣品の行為を厳しく取り締まることを通して、中国企業の海外進出の促進に関して重要な役割を果たしています。

そして、新たな管理方法も入れました。知財関係の違法行為の情報を企業または個人の信用記録に組み入れ、さまざまな部門と連携して処罰を行うことにしたのです。日常の法執行と専門的なキャンペーンを合わせて、「護航」「雷霆（青天の霹靂）」といった名前の取締キャンペーンを実施しました。重点分野としたのは、e コマース、食品、薬品、環境保全、安全生産、ハイテクなどです。大型の展示会、輸出入等にポイントを絞って集中検査を行い、集中的に取り締まりを行っています。2014 年から 2017 年にかけての一斉取締キャンペーンの間にオンラインショップ 675 万店、ネットショップ経営者延べ 92 万人の調査を行い、4 万件以上摘発しました。

2-3. 司法保護制度の整備と強化

第三の特徴は、司法保護制度がどんどん整備され、その力が強化されていることです。これは、主に二つの部分に反映されています。第一に、知財関係の司法政策体系が充実され、整備されてきました。1985 年以降、知財関係に関する司法解釈が 34 発表され、司法政策の文書が 40 以上打ち出されて、「司法が主導し、厳しく守り、種類別の政策を取り、バランスを取って協調する」という知的財産権司法保護政策の枠組みが形成されました。

昨年 4 月、中国最高人民法院（最高裁）は「中国知的財産権司法保護要綱」を出し、今後 5 年間における八つの目標を定めました。協調した開放した政策体系の確立、明確で統一された裁判基準・規則体系の構築、バランスの取れた発展をする法院体系の構築、配置が適切な案件管轄制度体系の構築、案件の特色に合致する証拠・規則体系の構築、科学的に合理的である損害賠償制度体系の構築に加え、素養の高い裁判官のチームづくり、および国際司法交流・協力に対して長期的に効果のあるメカニズムの構築です。

知財関係の審判メカニズムは徐々に健全なものとなっており、中国は既に民事審判を基本に、行政審判、刑事審判を同時に重視する知財の司法保護体系を確立しています。ポイントは四つあって、まず、知財専門の審判機関を設立し、最高裁は知財の審判組織の専門化建設を積極的に進めています。北京、上海、広州に知財専門の知的財産権法院をつくり、去年は南京、蘇州、武漢、成都、杭州など 15 の市、省都または直轄市、つまり大都市で地域をまたいだ知的財産権法廷を設け、裁判の基準、尺度、質の規範化を図ろうとしています。

また、「三合一」改革、知財に関する民事、刑事、行政裁判の一体化を進めました。今まではそれぞれの裁判所や法廷で裁判を行っていましたが、判定の基準がばらつき、裁判の効率が低く、コストが高いなどの問題がありました。また、類似事案での事実の認定、法律の適用面では、その認識と結論にもばらつきがあり、司法裁判の安定性、権威性、公正性に影響していました。このような問題を解決するために、最高裁は北京、上海、広州の知財裁判所を除いた全国の裁判所で、知財裁判の三合一の活動を促進しています。同時に、全国の権利侵害の偽造に打撃を加える「二法連結」（行政の法律執行と刑事司法の連結）情報共同享受システムも立ち上げて、情報を共有しています。

さらに、知財の技術調査官制度を取り入れました。専利、技術秘密、ソフトウェアなどの知財裁判では、複雑な技術事実の認定が必要です。普通の裁判官には専門技術のバックグラウンドがないので、より正確に高効率に事実を認定するためには、専門の技術人材を導入する必要があります。そのため、知財の裁判では技術調査官制度を取り入れたわけです。専門家の司法鑑定と合わせて技術的事実を明らかにし、裁判の中立性、客観性、科学性を確保しています。北京、上海、広州の知財裁判所は、技術調査官の選定、さらに回避の細かいルールを制定し、技術的事実を判明させて知財裁判の質と効果を高める役割を果たしています。

そして、知財裁判の透明性の向上に取り組んでいます。2016 年に公開された「喬丹」という

商標権の裁判は、日本を含めた各国の中国大使館やアメリカの商工会議所の代表が傍聴し、中国裁判所ネットワーク、最高裁の公式ミニブログでは、この裁判の全日程の実況中継を行いました。

2-4. 国際的な知財保護体系の確立と一視同仁

そして四つ目の特徴は、国内のみならず国際的な知財保護体系を確立し、中国国内と海外を同じ基準で守っている（一視同仁）ことです。関連する法律・法規、政策は一律に適用されています。昨年、中国は不当競争禁止法を改訂し、営業機密保護の平等化を図りました。国際的な権威を持つ知財の専門家やメディアは、中国で裁判を起せば公正な扱いを受けるということで、中国企業以外でも特許や専利の訴訟地として中国を選ぶようになっています。

また、2017年9～12月には、外資系投資企業が、関連する知財を侵害する違法行為の一斉取り締まりを行い、外資系投資企業の合法的な権益を守りました。

総じて言えば、中国の知財保護の法律と政策、法執行は、著しく改善されています。2017年、知財総局は6回目の満足度調査を行いました。調査対象は知財権者、一般の人々、専門家の3種類ですが、満足度は年々高まっています。このことは、中国が絶えず行政法執行と司法手段で知財保護を強化してきた効果が、徐々に表れていることを客観的に反映していると言えます。今後は、これからもさらに知財の保護を強化し、ビジネス環境を改善していきたいと考えています。社会的な満足度は高まっていますが、企業の期待値と比べると知財保護はまだ不十分なところがあり、それは主に三つの部分に現れています。

一つ目は、現行の知財保護の法律・法規体系はまだ十分ではなく、立法には欠けている項目もあります。現行の法律体系では侵害行為に処罰的な賠償制度を設けていますが、知財の市場価値と比べて処罰が軽いものであり、知財の侵害行為が後を絶たないという状況を招いています。また、知財の課金制度が整備されておらず、市場のイノベーションを図るモチベーションを阻害しています。さまざまな新しい業態、ビジネスモデルが出現し、知財保護に新たな課題を突きつけています。関連する立法が追いつかず、知財保護の難度が増している状態です。

二つ目は、行政の法執行の効果がさまざまな要因によって制約されており、監督・管理がきちんと行われておらず、有効性も不十分なことです。特に、どんどんエスカレートするインターネット上の侵害行為に対する監督・管理が追いついておらず、関連する改革も行えていません。大型の展示会、農村市場と都市の結合部、さらに輸出入の段階等、侵害行為がよく発生している重点分野に対して、行政法執行の強化が待たれます。

三つ目は、権利維持のコストが高く、知的財産権保護の力の強さが不足していることです。知財に関するトラブル処理は、プロセスが複雑で時間がかかるため、コストが高まってしまうのです。挙証が難しく、処罰の執行も難しいのが現実で、司法救済の役割には限度があるということです。

しかし、私たちは財産権の保護、特に知財の保護は、良好なビジネス環境を作り出すために重要なものであるとの認識の下、立法、法律執行と司法等の面から、知財保護を一層強化し、権利侵害行為を厳しく処罰していきます。イノベティブな創業文化を奨励し、企業家精神、匠の精神などを大いに発揚し、労働、知識、人材、創造を尊重するような社会の機運を高めていきたいと思っています。

まず取り組みたいのは知財関連の立法を強化することで、関連の法律・法規を策定していきます。現在、専利法、著作権法、専利代理条例、オリンピックロゴの保護条例などの改正が進められています。例えば、専利法の改正案には、故意による権利侵害の処罰性賠償制度を取り入れました。権利侵害の内容、規模、被害の規模等の要素に基づいて、故意による侵害行為の

損害賠償金額を現在の2~3倍に引き上げます。専利法の改正案は年内に全人代の常務委員会に提出する予定になっています。さらに、知財局は「特許審査指南（ガイドライン）」や専利審査行為を規範するための管理方法などを策定し、附帯する規範も起草しています。また、知財の濫用行為を規制する法律制度も整備し、重要な経済活動における知財の審議制度を立ち上げて、健全なものにしていきます。重要な経済・科学技術活動の中での知財に対する評価を強化し、この分野における知財のリスクを最大限抑えていきたいという考えです。

次に取り組むのは、処罰の部分です。権利侵害に対する処罰を強化していき、科学技術のイノベーションができるような環境を整えていきます。まず商標・専利の総合的な法執行の度合いを高めていきます。そして現在の知財の侵害コストが低く、保護コストが高いという状態を改めていきます。知財関係の法改正によって処罰を高めると同時に、市場価値を元に賠償金額を高め、敗訴側が全体のコストを負担する形にして権利侵害による損害賠償の制度をきちんと構築していきます。

取り組みの三つ目は、知財関連裁判分野の改革を強化し、裁判の質と効率を高めていくことです。先ほど紹介したような新しいやり方を取り入れて、知財の司法保護の役割をきちんと発揮させるべく、第一に、訴訟制度を整備していきます。現在の法律・法規の枠組みの中で、知財の市場価値を元に損害賠償を確定していきます。そして、訴訟の証拠提出のルール、公開ルール、証拠の妨害排除ルールを整備していきます。事案の特徴に合わせたルールや賠償制度をつくり、訴訟ではない行政法執行のグリーンルートも確保して、迅速に権利侵害を解決していきます。第二に、裁判所の体系建設を強化していきます。15の都市で法廷をつくりましたが、引き続き裁判所の人材、資金などを十全なものにしていきます。第三は、チームビルディングです。裁判員、裁判官のチームの強化が必要です。人材育成、選抜を強化し、技術調査官のチームもさらに充実させていく必要があります。

取り組みの四つ目は、イノベーションに関係するものです。新興分野、新しい業態における知財保護の制度をつくり、イノベーションを図った人々の権利をきちんと守るようにしていきます。世界の知的財産権機構の評価によれば、世界に100あるイノベーションクラスターの中で、中国は七つを占めています。現在は中小企業の発明・専利の申請数が7割を占めており、トラブルも起きていますが、中小企業はイノベーションを進めており、大手企業とも融合して発展しているので、知財の保護により発明者、クリエイターの意欲を守り、奨励していくことが大事です。

そのため、まずは企業の知財の応用を推進する必要があると考えました。イノベーション改革試験区というエリアを設け、知財の証券化、開発成果の混合所有制度などの改革措置を先行してテストし、イノベーションの成果の移転、応用を促進していきたいと考えています。これは任司長が担当している部分です。加えて、北京、上海に科学技術イノベーションセンター、北京の怀柔、上海の長江、安徽の合肥に国家レベルのハイテクセンターをつくり、知財の創造、運用、管理、保護を重要な内容と位置付けました。また、中小企業の知財戦略推進プロジェクトを実施し、知財の総合改革を進めてさまざまな種類のモデルを混合させる模索をしています。また、ニューエコノミー、ニューモデルに適合できる知財の保護を推進し、技術移転の過程における営業機密の法的保護を強化していきます。そして、技術調査官制度を普及させ、裁判の基準・規範を統一し、専利・商標の審査プロセスの効率を高めていきます。さらに、「インターネットプラス」という技術を生かしてトレーサビリティ、リアルタイムモニタリングなどを行い、権利侵害や模倣品を見つけ出す効率と精度を高めていきます。そして、故意による知財の侵害行為を、企業と個人の信用記録に書き込みます。中国政府はこの問題を非常に重視しており、発展改革委員会は権利侵害を行った人々をブラックリスト化することを考えています。

関係部門で知財権を侵害し、信用を失った人々を処罰するための協力網を構築し、対象範囲を明確にして連携して処罰を行い、知財分野の信用体系の建設を加速させます。同時に、ブラックリストを全国の信用情報共同享受プラットフォームに乗せるとともに、「信用中国」というウェブサイトを開設してオンラインでも公開していきます。関連部門は、このブラックリストを受け取って、権利を侵害した企業または個人に対して処罰を行います。

そして取り組みの五つ目は、中国にいる外国投資の知財保護を強化することです。まず、知財保護のレベルを国際的な水準まで高めていかなければなりません。経済貿易に関係する多国間、二国間の知財関連の交渉を深化させ、伝統的知識や民間芸術の保護も強化していく必要があります。また、国際交流、協力の拡大、深化と開拓・拡張も重要で、本日のセミナーもその一環です。日本からはたくさんの先進的な理念と取り組みの経験を学ぶことができると思いますし、中国とアメリカ、中国とEU、中国と日本等の知財ワーキンググループの対話メカニズムを強化し、経済貿易分野における協力を協調して推進していきたいと考えています。さらに、「一帯一路」構想の沿線国とは、税関、公安、品質検査部門での交流、協力を進め、クロスボーダーの権利侵害などの行為に厳しく対処していきます。

まとめて申し上げますと、知財の保護は、各市場主体の利益と密接な関係があります。中国は法に基づいて厳しく知財を保護し、中国と世界各国の経済貿易協力を新たな力を注ぎ、発展のチャンスをとともに切り開いていきたいと思っています。以上、ご清聴ありがとうございました（拍手）。

（熊谷） どうもありがとうございました。限られた時間の中で、今までの網羅的な取り組みと、今後どのような方向で力を入れていくのかというようなことを中心に、非常に示唆に富んだお話をしていただいたのではないかと思います。

講演1「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」

コメント： 熊谷 健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授 学長室専門員）

それでは、ここからは日本側からのコメントということで、私と小野寺弁護士の2人で担当したいと思います。

まず、自身の経歴とも関係しますので少しお話しすると、私は元々技術系の公務員で、特許庁の審査官をしていました。特許庁に入庁したのが1980年で、ちょうど日本の特許庁も国際化に向けて制度改正等を行っていました。そのため、審査官以外にも当時の通産省や特許庁で制度改正に携わることが多く、1994年に九州大学法学部に移籍し、知的財産に関する教育研究を行っています。従って、私の関心は、主に知的財産制度の構築と、知的財産制度を構築した後、知的財産制度の運用にあります。小野寺先生にもご一緒していただき、JICAが行っているミャンマーの法整備プロジェクトのお手伝いをさせていただいていますが、法律を制定するだけではなく、制定後、いかに運用するかという観点から、お手伝いをさせていただいています。

1. 法律改正動向

今ほどお話にあったように、中国の専利法の改正の検討がなされており、JICAのプロジェクトで日本と中国との間での意見交換を2014年から行っています。私もそのお手伝いもさせていただいているのですが、今から2年前に、中国の全人代の法制工作委員会、日本で言えば内閣法制局に相当する法律の起草を担当している部署と意見交換をさせていただく機会がありまし

たが、非常に建設的なことをなさっています。中国国内のパブリックコメントを含めたいろいろな意見を、専利法の改正に取り入れていくということで、日本側からも意見を申し上げ、北京にもお邪魔して、さらに意見交換を続けていました。残念ながら改正に時間がかかっているため、JICA はプロジェクトも延長され、2020 年まで継続ということで、今年 9 月に、また法制工作委員会の担当者が日本にお見えになり、具体的な意見交換をさせていただくことになっています。

もう一つは、今、日本と中国との間で大学の研究者の交流が行われています。2013 年からスタートして今年 6 年目ですが、私は昨年から参加しています。中国の研究者の方々は知的財産に関する制度改正に非常に高い関心をお持ちで、かつ研究者の意見が制度改正に大いに反映されていると伺っています。例えば、今年のテーマは人工知能（AI）の特許法による保護のあり方、標準化と特許の関係、商標の類比の判断など、極めて実務的なことから先端的なことまで、または標準化という知的財産とは別の分野との調整も含めて検討を行っています。そのようなことも含めて、私からは制度全般と運用について若干のコメントをさせていただき、森・濱田松本法律事務所の北京事務所代表をお務めの小野寺先生からは司法関係を中心にコメントしていただこうと思っています。

2. 保護水準および能力

今お話しいただいたとおり、中国の知的財産制度は非常に進んできているということが私の実感であり、今日お見えになった皆さんも同じような考えをお持ちになったと思います。今年の 1 月に北京の知的財産法院にお邪魔したのですが、規模が大きいだけでなく、非常にきめ細やかなサービスをしておられて、場合によると日本の裁判所より進んでいるところがあるのではないかと思います。また、6 月には深センにお邪魔したのですが、巡回する知的財産法廷だけでなく、いろいろな部署が 1 カ所にまとまって、知的財産のトラブルをはじめとするすべてのことがワンストップで解決できるようなサービスが始まっていて、非常に高い関心を持ちました。

今のお話の中で個人的な関心を持ったことに関し、制度の運用も含めてお話しさせていただきます。一つは、専利法の出願が非常に増加し、中国の出願件数が世界一になったことは皆さんもよくご存じだと思いますし、今お話にあったように、審査の処理もマンパワーを増大して非常に順調にしているということです。次に求められるのは審査のクオリティ、いかに質を担保していくかということで、審査官の研修などを非常に積極的にしておられるということですが、日本でも一人前の審査官を育てるには時間もかかりますし、かつ、これだけの出願量となると相当数の人員が必要ですから、人材の教育や研修が非常に重要になってくるでしょう。

そして、今回は、専利法という形で、特許と意匠（中国では外観設計）、そして実用新案をある程度まとめて話された部分が多いと思います。中国で実態的な審査が行われているのは専利法のうちの特許だけで、実用新案と意匠については形式的な審査を行っただけで登録されており、その登録件数が非常に多くなっています。これは、ある意味では素晴らしいことですが、紛争が起きた場合、第三者にとっては権利の有効性の判断が非常に大きな負担になっています。

今の専利法にも、紛争が起きたときに権利の有効性を示すための材料を提出することを求めることができるとは書いてあるのですが、義務にはなっていません。有効な権利を保護することは重要ですが、無審査で登録された権利の中には、本来登録されるべきではなかったものも一定数含まれていますし、第三者のものを無断で出願する、商標で言えば「悪意の商標」も含まれていることになるかと思うのですが、実用新案や意匠の中に、自分で創作・考案されたものではないものが含まれているとなると、それらの有効性をどう判断していくかは、権利の濫

用を防止するという観点からも非常に重要です。レイバンの事件等、悪意の商標登録や商標出願については、以前と比べて非常にいろいろな形で成果が上がっており、施策が充実していることは確かでしょうが、まだ十分ではなく、今後の課題とおっしゃっていましたが、この施策をより確実なものにしていただくことが必要になってくると思います。

また、後で小野寺先生からもコメントがあると思いますが、税関における取り締まりに非常に力を入れておられるというのは、非常に重要なことではないかと思います。多くの国の税関による取り締まりは輸入の取り締まりで、外国から模倣品が入ってきて、それが国内に流通するのを水際で防止するものです。中国の場合、模倣品が輸出されるのを税関で規制するというのが他の国と違って、今、非常に成果が上がっているということです。確かに従来と比べれば、輸出する段階で、税関で貨物がストップしているようですが、ミャンマーなどに行くと、ヤンゴンのマーケットで中国から輸出された模倣品が氾濫しているという実態がありますので、税関における輸出の取り締まりについては、今までの施策をさらに充実させていただくことが求められるかと思います。

行政による法執行も、ある意味では非常に有効な手段であるということは、日本の企業の方もおっしゃることがありますが、実は実用新案と意匠についてはそもそも無審査で登録されていますので、行政による法執行の場合にも権利の有効性が問題になるという点は、裁判と同じです。行政庁が執行する場合でも、権利の有効性をどのように判断して適切な権利保護をしていくのかというところが、非常に大きいのではないかと思います。

司法については、後で小野寺先生から詳細なコメントをしていただけるとと思いますが、1点だけ申し上げますと、今、中国の研究者が関心を持っているのは、知的財産の高等法院、高等裁判所を設立することです。今は、北京のほか、広州と上海に知的財産の専門裁判所があるのですが、それは日本では地方裁判所に相当する中等法院です。判断の統一ということからすると、高等法院として知的財産についての専門的な裁判所を設けることが、知的財産の適切な保護という観点から非常に重要ではないかというのが、中国の研究者の方々とも意見交換していても言われることです。その他のことについては、後ほど小野寺先生からコメントを頂ければと思います。

3. 今後の動向

今後の動向についても、非常に詳細かつ網羅的にお話がありましたが、今、中国で関心が集まっているのが標準化と知的財産の関係だと思っています。他の国と違って、中国は、中国における標準化規格が設けられていて、その標準化規格に対応する知的財産、特に特許権等が存在する場合に、特許と標準化との関係をどうするか。ある意味では独占禁止法、競争法との関係も出てくるということで、今年度の日中研究者交流でも大きな関心事の一つになっています。日本ではどうなのかということに非常に高い関心を持っていただいていますし、日本側も中国が、特に研究者がどのような考えを持って対応していくのか、9月に日本で会議を行い、来年1月には北京で会議を行って、最終的な報告書をまとめようとしています。

懲罰的賠償制度については、コスト面から見て実効性がないのではないかという懸念が呈されましたが、抑止力が働き、個人的には侵害リスクが低くなるという点で、実効性があるのではないかと考えています。しかし、懲罰的賠償が最終的に執行できてはじめて意味があると思います。言葉を換えれば、侵害者が懲罰的賠償を十分に補填できるだけの資力があれば、懲罰的賠償制度は価値があるわけで、この制度をいかにうまく運用していくかが問われていると思います。

いろいろ申し上げましたが、これからは制度を整備するだけでなく、整備された制度をい

かに適切に運用していくかが重要で、特に権利化される場合、それが一定の品質を持って権利化されることが、適切な知的財産権の行使と濫用防止という観点から、非常に重要ではないかと思えます。

また、諸外国との協力体制を一層推進していくというのはおっしゃるとおりで、今や日本も中国から学ぶべき面があると思えますので、互いに意見交換をしたり提言をしたりする中で、中国の制度をより良いものにするだけでなく、諸外国の、もっと言えば日本の制度をより良いものにしていくことにもつながるのではないかと考えています。

今、中国では知的財産権固有の問題というより、知的財産権と他の制度との調整が必要とされる、非常に広範囲に及ぶ問題も増えてきており、中国側で研究が進んでいます。

一つだけご紹介すると、医薬品は薬事行政の下にあり、薬事法の審査を受けないと製品を実際に製造・販売することができません。従って、特許が付与されていても製造承認を得るまでの間は権利者といえども実施できませんから、その間の空白をどうするかが問題になります。日本の場合、例外的に特許期間を最大5年間延長することで、特許付与から製造承認が下りるまでの空白を埋めています。

また、医薬品の場合、特許が切れた途端に後発品、いわゆるジェネリックメーカーが進出し、医薬品へのアクセスを容易にするという形で普及していきます。しかし、特許を侵害するような医薬品の販売は、企業のみならず社会全般にとって問題になるということで、医薬品にどのような特許が関係しているか、どのような場合に後発品メーカーが医薬品の製造をすると特許権侵害に該当するのか等を明確にするために、特許に関する情報を集約する特許リネージュといわれるものがあります。これは特許法の問題というより薬事行政の方で、どうコントロールするかということにもつながってくると思えますが、そういう問題が一つあります。

さらに、医薬品を製造するに当たり、安全性や有効性に関する大量のデータを行政庁に提出する必要がありますが、そのデータをいかに有効に保護していくかという問題もあります。これらについては日中間で研究を進めており、今度、法制工作委員会の方が来日するに当たって、関心のあるテーマとしてご提案の一つに挙げられており、意見交換を行うことになっています。

今は中国も、知的財産権侵害の加害者であるばかりではなく、被害者にもなっていますし、国内の産業を発展させていく中で、知的財産制度を有効に活用するための検討が進んでいますし、これからさらに加速していくという話が今日もあったと思えます。個人的にも非常に関心を持ってそれを見守っていきたいと思えますし、われわれが中国から学ぶことも少なくないのではないかと考えています。

以上、雑駁なコメントではございますが、私からのコメントはこれぐらいにさせていただきます。司法制度を中心に小野寺先生からコメントを頂ければと思います。

講演1 「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」

コメント：小野寺良文（森・濱田松本法律事務所 北京事務所主席代表弁護士）

ご紹介いただいた小野寺です。本日は、楊潔国家発展改革委員会法規司長が出席される国家発展改革委員会と国際民事法センターが共催するセミナーに、コメンテーターとして参加させていただき、大変光栄に思います。私は、2000年に弁護士登録をして以来、知的財産分野の仕事に取り組んでいます。中国の知的財産権の案件の重要性が高まるに従い、私が中国に関わる率も高まっていき、私どもは北京と上海に事務所を持っていますが、2014年から北京事務所の主席代表として駐在しています。

本日は楊司長から、中国の知財の保護状況について大変広範に、背景から将来像までを含むご説明を頂き、大変勉強になるとともに、中国の知的財産権の発展が非常に著しいことを改めて実感した次第です。司長のお話を受けて、日本の権利者、日本企業の視点から、若干コメントさせていただきたいと思います。熊谷先生から、主に出願手続、制度面についてのコメントを頂きましたので、私からは司法面、権利者として権利をどう保護していくのか、知的財産権のエンフォースの面に主に焦点を当ててお話しさせていただきたいと思います。

今日は、知的財産権に関して非常に多くの登録が成されているという説明がありました。登録件数も摘発件数も増加しているのですが、民事訴訟の件数も非常に多くなっています。2017年の「中国知識産権保護状況」という最高人民法院が発表した資料によると、知的財産権訴訟全体の件数が昨年初めて20万件を超え、前年比47.24%増と1年間で40%も増えている状況が、1年だけでなく数年間続いています。内訳は、著作権関連の民事訴訟が13万件（57%増）、商標に関する事件が3.8万件（40%増）、専利に関する事件が1.6万件（30%増）で、もちろん数が全てではありませんが、中国の知的財産訴訟は急速な勢いで拡大していることが分かります。実用新案と意匠を含めた専利関係は1.6万件で、訴訟大国といわれるアメリカで去年7000～8000件だったと思いますので、単純に倍ほどの数になっています。また、外国法人が関与する涉外事件、外国と台湾、マカオ、香港が関与する国際的な事件も約3000件に上っています。

民事訴訟だけでそれぐらいの数があるわけで、行政摘発、税関での差し止め等も含めれば莫大な数になります。中国は大きな国ですが、非常に多くの案件をいろいろな機関がテキパキとこなしているという驚異的な状況が、隣の国で出現しているということだと理解しています。私が弁護士として仕事を始めてから10年ほどの間は、主にアメリカと日本とヨーロッパのことをやっていれば仕事になりましたが、今はそれに中国が加わり、四つの国と地域について、特許訴訟という観点からもしっかりとした対応が必要な状況になっています。

先ほど熊谷先生から、意匠権と実用新案権について、無審査で登録されるため権利の安定性に問題があるのご指摘がありました。確かに権利者の皆さまからそういう声をお聞きすることがありますが、私どもが中国でのこれらの権利に対する防御や、これらの権利に基づく相手方に対する攻撃を担当させていただく際には、権利を行使する前に知識産権局における権利の評価証明が有効かどうかということを確認します。特許庁からお墨付きを得るという手続で、これを得なければ裁判所その他の執行機関に取り上げていただけません。もちろん、裁判の場合は訴えれば審理はしてくれますが、特に行政処罰などの場合は「担当する官庁から評価証明を取ってきなさい」と言われてしまいます。評価証明が取得されているかどうかは第三者でも閲覧することができますし、評価証明が取られていない間は権利が行使される可能性は低いと言えますので、あまり大きな問題にはなっていないでしょう。莫大な数を処理することから、日本も含めて実用新案については無審査でやっている国はたくさんありますので、そこが大きな問題になっているわけではないと思います。

1. 税関差し止め

税関の差し止めについては熊谷先生がうまくまとめてくださいましたが、日本では輸入のみ、日本に入ってくる荷物だけは差し止めることができますが、中国の場合は輸出もやるということで、日本企業が中国で税関差し止めをするのは主に中国から出ていく方です。司長の前で少し言いにくいことなのですが、全世界の模倣品の6～7割は中国で作られているのではないかと一般にいわれていることに対して、中国政府が手をこまぬいているわけではありません。中国から出ていくものについても積極的に取り締まっていただくよう工夫できるということと理解しています。

税関が積極的、主導的というお話がありましたが、日本の権利者は、まず商標権や意匠権など、ベースとなる権利を中国で取得し、取得した権利で税関に登録を行い、私はこれの知的財産権を持っているので模倣品があったら止めてくださいという申請をしていただく必要があります。日本企業としては、税関の方に、自分たちの製品がどういう製品なのか、どういうふうに見たら侵害品と申請品を見分けることができるのかという情報をしっかりアピールしてご理解いただき、税関の方とコミュニケーションを取ることです。もちろん全量検査するわけではありませんから、全てを押さえられるわけではありませんが、それなりの割合で差し止めをしていただけると理解しています。

税関では、意匠だけでなく特許での差し止めも可能です。日本の場合、特許の輸入税関差し止めは数が限定されているのですが、中国の場合、非常に数が増えていて、行政的な摘発が特許についてもあります。税関は、一定の専門性のある職員の方が各税関におられて、その方が特許も見るということですが、行政的な摘発は各地方の知識産権局の職員が担当しています。日本にはない、興味深い税関の輸出差し止めと、特許も含んだ行政摘発という制度があることは、さらに、それが裁判以上の件数で機能しているということが、非常に特徴的だと思います。

2. 知識産権法院および知識産権法廷

あとは民事裁判の話になりましたが、皆さん関心の高いテーマとして、知識産権法院および知識産権法廷について、少しコメントさせていただきたいと思います。2014年の暮れだったと思いますが、北京、上海、広州に三つの知識産権法院が設置されました。その後、4年弱たっていますが、ご縁があって、私は実際の事件の関係や、日本の官民で構成する知的財産権保護団体である IIPPF（国際知的財産権保護フォーラム）の委員として、三つの法院全てを訪問して裁判官と交流・意見交換をさせていただく機会がありました。

知識産権法院は非常に大きな建物で、その設備もさることながら、裁判官は40代前後の若い方が非常に多い印象を受けました。また、留学の経験があるなど非常に国際的な感覚に富んでいて、知的財産権の欧米の制度、日本の制度についても、非常によく勉強されている裁判官が担当されているということを知ることができ、私どもが中国で訴えを起こさされてしまったり、依頼者の皆さまが中国で訴えを起こさざるを得なくなったりした場合にいろいろなアドバイスをさせていただくに当たり、非常にいい機会となりました。今回、三つの知識産権法院に加えて、15の知識産権法廷が設置されたということですので、少し説明させていただきます。

細かいことになりますが、2017年1月に最高人民法院が「中級人民法院に専門裁判機関を設立し、一部の知的財産権事件を、地域を超えて管轄する回答」というものを公布し、部分的な集中管轄を行いました。ご承知のとおり北京は直轄地であり、一つの行政機関です。北京知識産権法院は北京市だけを管轄しています。上海も同じで、上海市という直轄市を上海の法院が担当しています。広州知識産権法院だけが例外で、深圳市を除く広東省全ての、主に特許事件の一审など、これまでの裁判所、中級法院の管轄をまたいで、専門的に事件を集中させるということを地域的に行ったわけです。

中国には、約2000の中級人民法院があります。それに該当する日本の地裁は51です。2000の裁判所に専門的な裁判官を置くことは非常に困難ですから、地域を代表する都市に集中的に専門的な裁判所を置いて、少し遠くなりますがそこまで来てくださいということを進めていると理解すればいいと思います。

例えば、15のうちの一つとして、アリババの本部がある杭州の人民法院に知識産権法院が設立されていますが、そこは杭州市だけでなく周りの嘉興市、湖州市、金華市、衢州市、麗水市など幾つかの市をまとめて管轄しています。面白かったのは福建省の省都である福州の中級人

民法院で、そこは福建省内の全ての事件を管轄します。アモイで起きた事件も、福州に行くことになったということです。

熊谷先生は深圳市の裁判所を訪問されたということでしたが、知識産権法院ができるときの中国政府の発表にもあったように、これまでは地域保護主義、または裁判官の専門性が低いという問題がありました。もちろん今でもそれはあり、先端技術を扱う特許の裁判は非常に難しいので、どの国でも専門家をどう育てるかという人材教育の問題を抱えているわけですが、中国においては非常に努力されていると感じますし、中国で特許の裁判をすることについてのアレルギーは、以前よりは薄れてきていると考えています。

もう一つ説明のあった「三合一」というのは、面白い取り組みです。世界的にもなかなかないと思いますが、民事事件、行政事件、刑事事件を一度にやります。日本でも知財法院において特許の有効・無効に関する行政事件と、それにまつわる侵害事件を一緒に審理する場合はあることはご承知のとおりで、民事・行政事件について一定の配慮がある国は存在していると思います。アメリカにおいても、IPR（インターパルレビュー）において判断された特許の有効・無効の判断は、CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）において争うことができます。これは侵害訴訟の二審と同じ裁判所になりますので、日本と同じような状況であり、同じ裁判所において民事と行政の裁判が行われることがあります。これに対して、ドイツなどは完全に分かれたルートで処理しています。今回、中国が「三合一」ということで取り組んでいるのは刑事事件も一緒にやるということで、非常に中国らしい取り組みだと思います。既に、知的財産権裁判部門では、「民事裁判第〇廷」というような名前の付け方は全てなくなって、「知的財産権裁判第〇廷」に変えているということです。

権利者から見た場合、例えば日本の企業が中国において自分たちの知的財産権を侵害されているとなった場合、当然、行政処罰も、民事裁判も、刑事罰も考えますから、期間、費用、コスト、権利者としてどういう手続を選べば一番効果的に取り締まりを行うことができるかという観点から、一つまたは複数の手続を選択し、行使していくことになるわけですが、そういう意味で言っても、裁判所において民事・行政・刑事の三つの裁判を同一法廷で扱うこと、特に刑事と民事の裁判を同一の裁判所で扱うことは、これまで例がないと思います。これが具体的にどのように進んでいくのか分かりませんが、非常に興味を抱きつつ、注意深く見守っていきたいと思っています。例えば、民事の裁判官と刑事の裁判官が合議体を組んで、同じひな壇で審理するというようなことも予定されていると伺っていますので、非常に面白い取り組みだと思っています。

先ほど 20 万件と言いましたが、中国では非常にケースの数が多いので、過去の判例を調べるのは非常に困難です。これは、中国の知的財産権に関してお手伝いさせていただいている実務家としては、頭の痛い問題です。特に、日本の権利者で日本やアメリカの裁判に慣れたお客さまは、「ケースロウ（case law）はどうなっているんだ」と、判例についてお聞きになる方が多いわけですが、お答えしにくいのです。というのは、中国においては判例に先例拘束性がなく、たとえ最高人民法院の判決であっても、ただちに先例として後ろの裁判、控訴を拘束するわけではないという原則があるからです。

しかし、2011 年からだったと思いますが、中国の裁判所も先例的価値の高い裁判例を集めて指導性判例というものを発表しています。知識産権法院においても、北京の知識産権法院に知財判例研究基地という部署が設けられて、全国の知的財産権の判例を広く収集し、規範的価値のあるもの、先例としての価値が高いものを選んでそれを裁判官同士で共有するとともに、外部にも発表しようという取り組みをしているようです。今日も裁判の安定性、統一的判断という話が出ましたが、こちらの進展も期待したいと思います。

3. 技術的事項の証明について

今日ご発表いただいた中でも、特許の話がたくさん出てきていたと思います。従前、中国の知的財産権で数が多いのは商標や著作権の事件でしたが、近年は特許事件についても民事事件だけで年間1万6000件に上っており、数だけで言えばアメリカやヨーロッパを優に凌ぐような状況になっています。特許裁判になった場合、一番悩ましいのは技術的な事実、技術的な事項をどのように立証するかです。この点、中国の特許裁判は世界的に見て非常に特殊で、多くの技術的事項の立証を裁判所が鑑定人に委託して、特定の鑑定事項について鑑定意見を出していただくという司法鑑定、日本でいう民事訴訟における鑑定の方式が採られています。中国の裁判所は多くの鑑定機関のリストを持っており、国立の研究所や大学など、半ば公的な機関が鑑定機関の候補としてリストアップして、化学、医薬、機械など、いろいろな分野について鑑定できる人を裁判所として確保していて、何か事件が起きて、ある技術分野について司法鑑定が必要になると、そのうちの誰かに頼んで意見をもらうという仕組みです。

これが難しいのは、簡単な技術的立証であれば専門の司法鑑定機関に鑑定していただければ問題ないケースも多いと思うのですが、特許権者とその同業者等、非常に技術の高いレベルにある人同士が、非常に高度な最先端の技術について争っている場合、例えば非常に高度な測定技術が必要な事項について、測り方によって数値が違ふことがあるなど、非常に難しい問題があって、これを日本や特許権者側から見た場合、ないしは被告から見た場合に、ちゃんとやってくれるのかということが非常に大きな問題になっているわけです。

これに対して、日本やアメリカでは、裁判所が雇うのではなく自分で専門家を雇います。例えば、〇〇大学の〇〇先生といった権威を自分で探してきたり、代理人に探してもらったりして、その方に意見を書いてもらいます。もちろん、その方は原告または被告が雇った方ですから、原告側、被告側の意向を受けて意見を言うわけです。そのようなエキスパートオピニオンを原告・被告双方が出し合う、相手方が出したらこちらも出し、相手方がそれに反論したらこちらも反論するという形で主張を往復させ、その中身を裁判所ないしは裁判所が雇ったエキスパートが評価して、どちらが正しいか決めていくわけですが、中国の司法鑑定は得てして一発勝負になってしまい、1人の鑑定人が見解を書いて、それで決まりということになっているという問題があると思っています。

私たちが日本で使っているようなエキスパートオピニオンを裁判所に提出することもあるのですが、それは裁判所に対して司法鑑定の発動を促すような役割しかなく、一般には海外で作った私文書になるので証拠能力が与えられず、裁判所では証拠として採用されません。

そのような意味で、技術的な立証については権利者ないし被告になってしまった者として不安が大きいわけですが、2014年から始まった裁判所の改革で、技術調査官が採用されました。これは日本調査官制度をかなり参考にしたようですが、特許庁から派遣されてきたり、裁判所に出向という形で常駐したりして、そのときは裁判所の常勤職員として裁判に関与します。技術専門委員は大学の先生や技術的な研究者、技術的研究機関の職員などが、専門性に合った事件ごとにアサインされて裁判に参加するという形で、これも日本の技術専門委員制度にかなり似た制度です。このような制度が導入されて、まだ日本のように全件に対して調査官が関与するところまではいっていないようですが、制度の運用も積極的になっていると聞いています。

司法鑑定についても、技術専門委員員や技術調査官がいるのといないのでは大違いです。というのは、司法鑑定でも結果がおかしくて3回司法鑑定した事件もあるのです。そういう意味で、司法鑑定の中身を適切に評価できる知見を、裁判所が調査官ないし専門委員から得ることができれば、中国の証拠法則の中で、より公平な技術的立証活動が可能になっていくだろう

と思います。技術調査官や技術専門委員が、より多くの事件に関与していただけるよう、また、少なくとも日本企業が中国で訴訟をする場合は関与してもらいやすい裁判所を選ぶような工夫をすることによって、技術的な立証の精度を高めることに発展できますし、そのようなことが実現するように中国の裁判所としても努力していただきたいと思っています。

4. 行政機構改革および法改正

最後に、中国の行政機構改革について述べたいと思います。楊司長の発表にもありましたが、非常に分かりにくいと思いますので少し補足させていただきたいと思います。2018年3月17日に、「國務院機構改革方案」が全人代で可決されました。この方案によって、内閣に相当する國務院の組織改革、行政機構改革が行われたということです。もちろん、知的財産権に関わる部署についても、この方案によって体制が変わっています。それを簡単に、日本の聴衆の皆さまにご紹介させていただきたいと思います。

本改革が行われる前、知的財産権に関する管理の権限は、商標に関しては国家工商行政管理総局に置かれた商標局にありました。特許、専利に関する管理の職責は国家知的財産権局にあり、その下に各地の知的財産権局がありました。著作権に関する職責は国家版權局という日本の文化庁のような組織にありました。このように、権利によって部署が分かれていて、横断的な対応ができないという問題意識からだと思いますが、本方案により、國務院は知的財産権局を再編しました。新しい国家知的財産権局（SIPO）は、従前の国家知的財産権局の特許に関する管理等の職責に加え、国家工商行政管理総局が行っていた商標に関する職責、国家品質管理監督総局が行っていた原産地地理的表示（ジオグラフィックインディケーション）に関する管理の権限を統合し、副部級の単位として国家市場監督管理総局の下に置かれています。

気が付いた方もいらっしゃるかもしれませんが、著作権だけは引き続き国家版權局が対応します。著作権は登録の必要がない権利ですので、少し毛色が違うのです。特許、商標、ジオグラフィックインディケーションは出願して登録する権利であり、特許庁など役所の介在が必要となる権利です。それについてはまとめて、著作権に関しては、むしろ文化政策に親和性のある部分があるということで、引き続き国家版權局の下に置かれることになりました。中央の組織再編を受けて、地方の各都市の組織についても再編中で、2019年3月くらいまでに、日本の今年度中に組織を改編する予定と聞いています。

最後に、著作権の懲罰的損害賠償について触れて、私のコメントを終えたいと思います。特許法の第4回改正草案の意見募集稿が2015年12月に発表されており、その68条に懲罰的損害賠償に関する一項が追加されています。提案されている文言は、「故意に専利権を侵害する行為について、人民法院は侵害行為の情状、規模、損害の結果等の要素を踏まえ、上述の方法（68条所定の普通の損害賠償）で確定された賠償額の1倍以上3倍以下の損害賠償を確定することができる」というもので、故意の場合には100～300%まで増額していいという規定になっています。そうすると、アメリカのように何でも高額賠償の社会になるのではないかという懸念を持たれる方もいらっしゃるのですが、これと同じ規定は2014年5月1日に施行されている商標法で既に導入されています。

それから約2年は、この懲罰的賠償を使って商標侵害の懲罰的損害賠償を命じた判決はありませんでした。裁判官に話を聞くと、非常に抑制的に、慎重に運用しているということです。懲罰的損害賠償が導入されると、どのケースでも非常に高い賠償金が認められ、負けてしまった場合には非常に高い金額を払わなければならないという誤解が少しあるのではないかと思います。

懲罰的損害賠償に関して、割と抑制的、理性的な運用がなされるのは特許でも同じだろうと

期待しており、このような規定が存在することで悪質な侵害行為に柔軟に対応でき、ひどいことがあった場合は高い賠償を命ずる権限を裁判所に与えることによって侵害抑止の効果も望めます。これまでの中国の実額賠償は、日本と違って証拠法則が非常に厳格で、なかなか損害額が立証できなかったのです。この点はアメリカの陪審員裁判と大きく異なりますので、日本企業の皆さまがアメリカにおいて非常に高い賠償金を命じられて苦しんでいる例はたくさんありますが、中国において懲罰的損害賠償制度が導入されることについては、それほど心配しなくてもいいと言えるのではないかと考えています。この新しい特許法の改正の成立時期は今年中とも聞いていますが、早期に成立することを期待しています。どうもありがとうございました（拍手）。

（熊谷） 楊潔さん、何か一言ありますか。

（楊） 今日は、この会議に出席できてとてもうれしく思っております。お二人の先生から補足もしていただいて、恐らくご在席の皆さまは中国の知財保護に関する法律・法規についてさらに理解を深められたと思います。お二人は本当によくご存じで、アメリカや日本、諸外国の状況を踏まえて中国に対するフィードバックをくださって、私も大変勉強になりました。今日のシンポジウム、セミナーが、中国の知財法律・法規をさらに整備し、改善するために、大変有益なものとなったことにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

（熊谷） それでは、若干時間をオーバーしてしまいましたが、小杉先生にお返ししたいと思います。

（小杉） 熊谷先生、ありがとうございました。最初に楊潔先生から、大変網羅的で詳細な現状と、将来に向けての中国の制度をご報告いただき、日本側から熊谷先生、小野寺先生、それぞれの立場から大変有益なコメント、補足説明をしていただきました。本当にありがとうございました。楊潔先生、熊谷先生、小野寺先生に対して、皆さままで御礼の拍手をして締めくくりたいと思います。どうもありがとうございました（拍手）。

— 休憩 —

（司会） お待たせしました。それでは、次のテーマを始めたいと思います。このテーマの進行は、一般財団法人日中経済協会調査部長の高見澤様をお願いしています。それでは高見澤様、よろしくお願いします。

（高見澤） ただ今ご紹介にあずかりました日中経済協会調査部長の高見澤と申します。先般来お話に出ておりますように、22回を数える日中民商事法セミナーですけれども、今回初めてハイテク分野の交流のセッションを設けるということで、わが日中経済協会が担当させていただくこととなりました。

わが日中経済協会は、1972年、日中国交正常化の年に設立された団体で、今年46年目なのですが、ずっと日中経済交流の窓口を務めてきました。最近の日中交流の状況などを見ておきますと、ハイテク分野での交流というニーズが非常に高まっており、ちょうどそのタイミングでこのセミナーが開かれるということで、われわれとしても非常にやりがいを感じているところです。今回、初めてハイテク分野の交流セッションの司会進行を務めさせていただくという

ことで、大変光栄に存じます。

今回のハイテクセッションの進め方ですけれども、まずは中国側、国家発展改革委員会副秘書長兼ハイテク産業司司長の任志武様よりプレゼンをお願いしたいと考えています。その後、日本側から2名の方、お一方は日立製作所上席研究員の梶浦敏範様、もう一方は桜美林大学の経営学研究科教授の雷海濤様よりコメントを頂き、その後、時間を見ながら質疑応答、ディスカッションをしていくという流れでいきたいと思っております。会場からも積極的なご意見を頂ければと思っております。

それでは、まず中国側の任様よりプレゼンをお願いしたいと思います。任司長は、国家発展改革委員会におきまして、ハイテク産業およびリノベーション業務に30年近く従事し、戦略的新興産業であるとか、それから創新創業、シェアリングエコノミー、インターネットプラス、ビッグデータ等の重要・重点計画や政策文書の策定を手掛けてきておられます。

本日は、「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」と題しまして、中国のデジタル経済の現状や日中協力についてのお話をしていただけることと思っております。それでは任司長、よろしくお願いたします。

講演2「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」

講師： 任志武（国家発展改革委員会副秘書長 兼 ハイテク産業司司長）

進行： 高見澤学（一般財団法人日中経済協会 調査部長）

ご在席の皆さま、こんにちは。まず、本日、第22回日中民商事法セミナーが順調に開催されたことをお祝い申し上げます。さらに、本セミナーに参加できたことをうれしく思います。特に今回からデジタル経済、ハイテクというセッションを設けたことは、非常に素晴らしいと思います。この機会をお借りして、中国におけるデジタル経済の発展状況などについて、皆さんと共有したいと思います。

デジタル経済というのは、近年生まれた新しいコンセプトです。中国にしても、世界各国にしても、デジタル経済については、まだ完全な概念、あるいは正しい定義が出来上がっていないと思います。しかし、中国、特に発展改革委員会の多くの人々は、デジタル経済とは、「農業経済、工業経済に続く重要な経済形態の一つである。データリソースを重要な生産要素とし、現代の情報ネットワークを主な媒体として、情報通信技術と応用との融合を図り、あらゆる要素のデジタル化モデルチェンジを重要な原動力として、公平と効率の相乗効果を促す新たな経済形態のことである」と認識しています。デジタル経済のリソースは、自然資源ではありません。また、産業化時代における産業資源でもありません。主に脳の働きによって生まれたリソースがその元になります。

習近平総書記は、最近、デジタル経済を大々的に発展させ、デジタル産業化を実現し、情報技術を基にイノベーションを図り、新産業、新業態、新モデルを刷新し、新たな成長力の下で経済の新たな成長を目指すと発表しました。このデジタル経済化は、中国のハイクオリティな経済成長を実現するための重要な手段となります。本日は、中国におけるデジタル経済の発展の状況について、目次は4点と書いてありますが、後ろの二つの部分は一つにまとめて少し内容を調整しました。

1. 中国におけるデジタル経済発展の概況

まず、皆さんとシェアしたいのは、中国のデジタル経済の発展の概要です。長年の発展を経

て、中国ではデジタル経済が大きく成長しました。まず、デジタルインフラが普及し、規模も拡大しています。新しい技術、業態、モデルがどんどん生まれています。そして、新たな企業も誕生し、昨年にはデジタル経済の就業人数は 1.7 億人となりました。全体の 22% を占めています。つまり、就業者の 5 人に 1 人はデジタル経済に従事しているということです。

別の研究機関の統計では、デジタル経済の規模は 27 兆元になりました。これは、ある研究機関の統計に過ぎません。必ずしも正しい数字ではないのですが、27 兆元となっています。そして、その売上高は GDP の中で高い割合を占めており、近年は 30% 以上のペースで年々増大しています。中国のデジタル経済は、中国经济のみならず世界経済にも新たな活力を注ぎ込んだと言えます。

1-1. デジタルインフラ

全体規模の拡大は、幾つかの面で表れています。まず、デジタルインフラがどんどん整備されています。1978 年、つまり私が中学を卒業した年には、欧州、アメリカ、日本の各家庭が電話を持っていることを非常にうらやましいと思いました。1978 年当時の中国の電話の普及率は、100 人当たり 0.5 台という数字でした。当時の中国の通信レベルを表しています。しかし、その後の通信分野の発展は著しく、2017 年になりますと、電話の普及率は 100 人に対して 103 台となっています。これは携帯電話も含めた数字で、現在は固定電話が減って携帯電話がどんどん増えています。中国の人口は 13 億 6000 万人ですが、電話の利用者数は延べ 17 億人を超えています。

ネットユーザーの規模も 7 億 7000 万人になりました。インターネットの普及率は 55.8% になりました。家庭用ブロードバンドは 3.5 億のユーザーがいます。また、光ケーブル、ブロードバンドが非常にハイスピードで普及しています。

ネットユーザーの規模とインターネットの普及は大きく変化した分野です。5G の展開に伴い、この部分はさらに成長できるでしょう。日本、中国、韓国は今後、ICT 分野のインフラ整備について、恐らく世界をリードする地域になると思います。

1-2. e コマース

次は e コマースです。デジタル経済は、私たちの生産、労働、生活にさまざまな分野で変化をもたらしました。2017 年の e コマースの売上高は 29.16 兆元になりました。これは、世界全体の 4 割を占めています。オンラインの小売の売上高が 7.2 兆元です。

2011 年から 2017 年までの 7 年間の推移を見ますと、e コマースの規模、そしてオンラインの小売の売上高は、それぞれ 30%、40% のペースで伸びています。多くの大都市では、もう家から出掛けなくても消費ができる、買い物が全て済まされるということです。

1-3. モバイル決済

そして、3 点目はモバイル決済です。中国人の生活に最も影響したのは、このモバイル決済だと見られています。モバイル決済を扱う企業がどんどん台頭、成長して、政府、コミュニティなどと連携してさまざまな決済モデルを導入しました。そして、オフラインの、現金による支払いが、現在はモバイル決済になっています。普及率はどんどん上がり、中小都市まで浸透しています。中国人ではない方が、「中国ではお金がないことは心配しません。電気が切れることを一番心配します」と言われたそうですが、屋台でおやつを買ってもモバイル決済で済ませることができます。ですので、誰も財布を持って出掛けないようになりました。中国の金融機関が担当した 1500 億件の非現金決済のうち、モバイル決済は 370 億件で、金額にして 200

億元となりました。それぞれ46%と28%伸びました。

中国では、W11、つまり11月11日は、ネットユーザーの間「単身者の日」になっているのですが、現在は消費のイベントになっています。W11には、世界200以上の国と地域の40万以上のブランドがAlipayのキャンペーンに参加しました。その日の支払高は1682億元と、39%も伸びました。この1日だけの売上高が非常に莫大な規模となりました。11月11日には、日本からの取引も60億元あったということです。600の日本の企業もこのイベントに参加したという統計がありました。

1-4. オンラインサービス

4点目に、インターネットのさまざまな利用の方法が生まれています。シェアエコノミーの昨年の規模は、4.9兆元となりました。前年から47.2%の伸びです。そして、オンラインの観光予約サービスを利用した人は、延べ3.76億人となっています。オンライン教育の利用者もどんどん増えています。このように、インターネットをプラットフォームとするサービスが、現在、勢いよく発展しています。

1-5. デジタル農業

5点目は、インターネットによる貧困支援事業です。昨晚の夕食会の場で、林副主任は貧困支援の状況を説明しました。2014年には、交通・通信網もない山間部や辺りな地域で暮らしている貧困層は7000万人もいました。中国の貧困支援は、ややゆとりのある社会を実現する上で、取り組まなければならない最大の課題となっていました。近年、中国政府は農村部の情報インフラの建設を加速しました。そして、eコマースの発展にも力を入れて、農村地域の貧困支援のために新しいマーケットをつくりました。インターネットプラスを生かして、Uターンして地元に戻った人々の就業、起業などを支援しています。

そして、去年は全国の農村地域のオンラインの小売の売上高が1.25兆元となりました。40%近くの伸びでした。そして、農村部のオンラインショップは1000万店と2割も増え、2800万人の雇用機会を創出しました。貧困支援の分野でも、インターネット技術、さらにeコマースを生かし、辺りなところに住んでいる農家の農産物と都市のニーズを密接にリンクさせることを実現しました。

1-6. スマート製造

そして6点目として、スマート製造が促進されています。製造業のスマート化、個性化、ネットワーク化などのニーズに応じて、企業の生産方式、管理方式のイノベーションを促しています。そして、伝統産業の構造転換を促進しました。

中国では現在、設備製造業、エンジニアリングマシン、自動車産業といったスマート製造の重点分野におけるデジタル化が加速されています。

1-7. デジタルガバナメント

7点目のポイントとして、政府のデジタルガバナンス水準が高まっています。デジタル経済を推進するためには、デジタルリソースがなければなりません。これまで大量のデータが政府また政府機関にコントロールされてきましたが、近年はデジタルリソースの開放に向けて、政府の情報システム統合が進められています。

中央政府、省政府、地、県、それぞれのレベルの自治体のデータリソースを統合し、さらに発展改革委員会が持っているデータ、公安部のデータ、教育部のデータなど、中央レベルでさ

さまざまな機関が持っているデータの横のつながりをつくろうとしています。全体的に、地域や部門を越えた情報共有を進めようとしています。このような形でガバナンスのやり方を変え、行政サービスの水準を高めて、データをより多く社会や人々の生活に寄与できるようにしています。

2017年に中央政府は政府保有データの共有に関する2018年末、2019年末時点での実現目標を決めましたが、例えば、2019年の年末になると、9割の中国の人々が、ネットで申請すればパスポートを作ることができるようになります。また、住民はどこに行っても年金の受給を地元で受けられるようになります。政府のあるウェブサイトにも1回アクセスするだけで、手続全てを完了することができます。徹底的に行政サービスの統合を図っていくということです。データのリソースを開放し、さらに行政サービスを改善していきます。

こうしたシステム統合の中心的な目的は、電子政府の実現です。スマートシティの建設を足掛かりに、都市人口、建築、交通等のデータを集め、医療、金融サービス等のより精度の高い管理を進めようとしています。この部分ではまだ大きな不十分な部分がありますので、現在、各政府が努力しているところです。

1-8. 中国におけるデジタル経済発展が直面している課題と挑戦

こうしたデジタル経済の成長の成果が上がっていると同時に、たくさんの課題にも直面しています。まず、デジタル経済発展のアンバランスという問題があります。サービス業の発展は、農業や製造業よりはるかに速くなっています。東部の地域は西部より進んでいます。そして、大手企業の水準は、中小企業と大きく差を広げています。

西部、東北地域のブロードバンドの普及水準は、50メガビット以下が6割です。つまり、西部、東北部のブロードバンドの水準は、東部に大きく及びません。農業企業のブロードバンドの水準は、工業企業にも及びません。これらは発展の不均衡の問題です。

次は、デジタル経済の発展により、市場の監督管理がより難しくなっていることです。プライバシーの問題、個人情報の問題、知財保護の問題もあり、サイバーセキュリティの問題もあります。ブロックチェーンが発展している中で、監督管理の問題も生じました。

さらに、法律・政策の整備にも大きな影響を及ぼしています。特にシェアエコノミーでは、シェア自転車が街角で散乱していることがあるなど、さまざまな問題が生じています。そして、デジタル経済発展によるリスクの問題もあります。デジタルデバイドの問題もあります。雇用・収入の格差という社会問題まで引き起こしています。最近では人工知能が発展してきましたが、サイバーセキュリティにもたらすリスク、そして伝統産業に対するインパクト、また、モラルの問題にも注目しています。

中国のデジタル経済は、全体的に以下のような特徴があるといえます。まず、デジタル経済は高成長を見せています。2点目に、中国の経済社会に対する影響がどんどん拡大しています。3点目としては、中国のデジタル経済のグローバル化、国際化も進んでいます。Alipay、そしてWeChat Payは例ですけれども、現在、世界各地で使えるようになりました。4点目は、デジタル経済発展は、課題にも直面していることです。中国のデジタル経済は、農業、製造業で応用始めたばかりですので、全体的に見てもデジタル経済はあくまでもスタートした時点に過ぎません。今後、10年ないし20年かけて中国経済をリードする、けん引する力となり、新たな高みに上れるでしょう。以上、1番目の部分をご紹介しました。

2. 中国におけるデジタル経済発展の主な施策

2番目の内容は、中国政府がデジタル経済を発展させるための主な施策です。この5年ほど、

デジタル経済を推進させるために、中国政府は一連の政策措置を打ち出しました。主にビッグデータの発展、スマートシティの健全な発展、インターネットプラスの推進、製造業とインターネットの融合、次世代 AI 産業の発展、インターネットと政務サービスの強化という六つの分野が、最も中心的な内容になります。

2-1. ビッグデータの発展促進

まず、ビッグデータの発展促進ということで、2015 年、中国政府は「ビッグデータ発展の促進に関する行動綱要」という通達を出しました。

そして、政府部門が保有するデータの開放・共有を加速し、公共のデータリソースを構築してビッグデータを作り、ガバナンス能力を高めてマクロ管理を強化していくこと。つまり、商事サービスの利便性を図ること。そして、産業のイノベーションの発展を推進し、新興産業を育成し、経済の構造転換を促進すること。つまり、工業、新興産業、農業、農村におけるビッグデータの応用を推進し、ビッグデータの利用と科学技術のイノベーションとを融合させて、産業チェーンの構築を目指していくこと。さらに、セキュリティを強化し、管理水準を高めていき、健全な発展を促進していくこと。つまり、安全保障体系の構築を目指していくというビッグデータの発展を促進する上での政府のスタンスを明らかにした。

2-2. スマート都市の健全な発展の促進

策の二つ目は、スマート都市の健全な発展の促進です。2014 年、中国政府は「スマート都市の健全な発展の促進に関する指導意見」を発表し、五つの重点的な取り組みを打ち出しました。一つ目は普遍的かつ多面的な民生サービスを構築すること、二つ目は高効率な都市管理を構築すること、三つ目は融合によるイノベーションを創出し産業経済を発展させること、四つ目は集約化かつ統一化されインフラを整備すること、5 番目は安全かつコントロール可能なシステムを構築することです。

2-3. 「インターネットプラス」を推進するアクション

施策の三つ目は、「インターネットプラス」を推進する取り組みです。インターネットによるイノベーション発展を促進する役割を発揮するため、みんながイノベーションを行う、みんなが起業することを促進するため、2015 年、中国政府は「インターネットプラスを積極的に推進する行動の指導意見」を出しました。この文書には、インターネットプラスを実施する全体的な構想が明記されています。インターネットおよび経済社会各分野の深い融合を推進し、融合の深まりと広がり推進し、ネット経済と実体経済の融合を促進するのが狙いです。

中央政府は、インターネット+イノベーション、インターネット+起業、インターネット+共同製造、インターネット+現代農業、インターネット+スマートエネルギーなど、いずれもインターネットプラスを中心とする 11 のアクションプランを打ち出しました。そして今年の上半期、ある研究機関に依頼してアンケート調査を実施したところ、2015 年にインターネットプラスという戦略を打ち出して以降、コストが削減され、利益が増えた企業の比率は 50%以上を占めています。つまり、中国経済にとってメリットをもたらしたということです。

インターネットプラスの取り組みの中で重要なものとして、インターネット+e コマースがあります。国民にこのために通達を出しました。これについては割愛させていただきます

インターネットプラスの取り組みの中で、中央政府は多くの文書を打ち出しました。一つは、シェアリングエコノミーの発展を促進するということです。既に世界各国でシェアリングエコノミーの取り組みが行われていますが、中国は過去の計画経済体制の影響を受け、推進にはか

なり課題が立ちはだかっています。そのために2017年、中央政府は「シェアリングエコノミーの発展の促進に関する指導的意見」を出しました。この指導的意見においては、「シェアリング」と「共有」が似たような定義として使われています。この文書の内容が革新的だったのは、インターネットを基礎とするプラットフォーム経済を促進し、従来の管理方法が新しい業態の発展に追いつかない状況を解決することを狙いとしたことです。市場参入、監督管理の措置について重点的に、包摂的、慎重なルールを打ち出しました。新しい経済形態は、良い影響もあれば、社会的にマイナスの影響をもたらす可能性もあります。このことについて社会全体としてどのようにとらえるべきなのか、どのようなルールに基づき対処すべきなのか。中央政府は、まだ十分な発展を遂げていないうちに規制をあまりにも厳しくしてはならないということで、包摂的で慎重な監督管理のルールを掲げたわけです。これにより、シェアリングエコノミーは各分野で発展を遂げました。

この指導的意見は、主として七つのレベルから中央の見解を示しています。従来の方法による新業態への規制を回避すること。多方面の協力管理メカニズムを模索すること。政府、プラットフォーム企業、業界組織など、それぞれの権利・責任・義務を科学的に区分すること。法に基づいてプラットフォーム企業を合法的に保護すること。プラットフォーム企業は技術能力を提供しますが、その責任についてどのように規定されるべきなのか、明確に、合理的に規定する必要があります。さらに、有効かつ秩序のある競争を奨励すること。信用情報のプラットフォームのシームレスなマッチングを推進すること。シェアリングエコノミーのプラットフォーム企業の海外進出を奨励することです。

2-4. 製造業とインターネットの融合を促進

デジタル経済の発展を促進する四つ目の政策として、2016年、中国政府は「製造業とインターネットの融合発展を進化させることに関する指導的意見」を出し、その後、的を射た政策措置が打ち出されています。製造企業のイノベーションの活力を引き出し、発展のポテンシャル、モデルチェンジの原動力を基調とすることや、大型製造企業のためのプラットフォームと中小企業のための第三者プラットフォームの、二つのプラットフォームを構築するなどの内容となっています。

インターネットと製造業の融合を通じて、製造業とインターネットの融合発展をサポートする基礎的な技術、ソリューションなどの能力を強め、新しい能力を育みます。

2-5. 次世代 AI 産業の発展促進

デジタル経済の発展を促進する五つ目の施策は、次世代 AI 産業の発展を促進することです。2017年、中国政府は「次世代 AI 産業の発展促進のための3カ年行動計画」を打ち出しました。一つ目は、産業イノベーションを強化することです。世界級の産業クラスターを構築し、イノベーションの制度環境の最適化を図り、重大なイノベーションを行うための制度整備を行うことや、アルゴリズム、スマートチップなどを研究するため、技術開発を強化し、イノベーションの能力を高めることが掲げられています。

二つ目は、高度な融合を推進することです。開拓計画とスマート技術、伝統産業とスマート技術の融合を促進します。人工知能、新技術、新産業、新業態、新モデルと伝統産業の融合を加速させ、スマート産業を発展させ、スマート生活を広げていきます。

三つ目は、制度環境の最適化を図ることです。人工知能の研究は社会にどのような影響をもたらしているのか、世界各国から注目されています。イノベーションを奨励し、包摂・慎重のルールに基づき、人工知能に対する監督管理について相応な措置を出しています。

四つ目は、開放協力を拡大することです。人工知能産業の発展について、世界の多くの国々はそれぞれの長所を持っています。システムティックな長所を形成するには、国際協力を行う必要があります。

2-6. 「インターネットの政務サービス」の強化

六つ目の施策は、インターネット+行政サービスの強化です。先ほど既に電子政府の推進についてお話ししました。中央政府もこれに力を入れてきました。今年6月、中央政府は再びインターネット+電子政府について通達を出し、従来の政務サービスのやり方を改革するとして、オンラインでネットワーク一括処理ができるようにする、オフラインでワンストップで手続ができるようにするといった具体的な目標を打ち出しました。

デジタル経済の推進について、中国政府の主要な六つの取り組みについて紹介しましたが、他の取り組みもあります。例えば通信技術も、中国政府が大々的に推進している取り組みの一つですし、集積回路、無線通信、衛星通信などの技術も、いずれも大々的に推進中です。しかし、デジタル経済を発展させる上では、経済の新しい業態への影響を重視しています。

3. 中日のデジタル経済の協力

次は、後ろの二つの内容を総括して、中日のデジタル経済の協力についてお話しします。

今朝、既に林副主任は、会議において、中日のイノベーション協力、対話メカニズムの形成を推進することについて話されました。デジタル経済は、新しい歴史段階においてイノベーションを発展させる一環となっています。より広いイノベーションの分野において融合発展を形成していくことが、われわれの共通の課題となっています。そのため、この二つの話題について、一緒に総括して話をしていきます。

3-1. 中日デジタル経済協力推進の提言

私は、発展改革委員会のハイテク産業司長を務めています。発展改革委員会ハイテク産業司については発展改革委員会のウェブサイトを紹介がありますが、簡単にまとめますと、ハイテク産業司は7+1の産業セクターの発展を統括しています。

一つ目は情報、電子、エレクトロニクス。二つ目はバイオ技術（バイオ医療、バイオ農業、バイオ製造等）で、バイオエコノミーもその一環です。三つ目は民間用航空、宇宙分野で、民間用の衛星の応用について発展改革委員会は多くの仕事をしてきました。民間用航空機、汎用航空機などについてもハイテク産業司が担当しています。四つ目は新エネルギーで、風力発電、太陽光発電、メタンガス発電など、多くの仕事をしています。五つ目は新材料で、こちらもハイテク産業司の重点分野となっています。新素材、新材料では、エコな製造、軽量化素材の製造、素材の減量化の仕様なども焦点となっています。エネルギー効率を高める新エネルギー、新素材、いずれもわれわれの関心の焦点となっています。六つ目は海洋産業です。海の全てではなく、海の中でもハイテクな分野が、われわれの担当となっています。七つ目は国民経済、社会の情報化で、先ほどご紹介したインターネット+電子政府、あるいは情報システムの統合は、われわれの仕事の一環です。

この他に、中国の基礎科学研究、重大科学技術、インフラの整備も発展改革委員会のハイテク産業司の仕事です。電子政府、同期放射線技術、去年完成したばかりのファースト望遠鏡などの天文学、物理学、大型科学技術のインフラ整備など、基礎科学分野の内容もわれわれの仕事です。

具体的に、われわれは三つの方面の仕事をしています。一つ目は戦略と計画の制定です。全

てのそれぞれの5カ年計画において、中国の戦略、新興産業の発展計画を制定しています。例えば、中国の重大な科学技術インフラ計画を制定しています。二つ目は7+1のセクターの政策、監督管理を行っています。これらの分野が発展する上で問題がある場合、どのような監督管理を行えばよいのかということや、デジタル経済の政策づくりも担っています。三つ目は、これらの分野の重大プロジェクトの投資、建設の責任を負っています。そのため、三つ目の内容に入る前にハイテク産業司の役割についてご紹介しました。

3-2. 中日イノベーション対話メカニズム構築のための模索

中国の習近平国家主席は、2017年12月30日、中国の第4回インターネット大会の開催に当たって祝電を打ち、「中国のデジタル経済は新しい発展の段階に入った。中国は自らの努力を通じて、各国が中国のインターネットの発展の利便性を受けられるように支援していく。デジタル経済は中国にチャンスをもたらすと同時に、世界にもチャンスをもたらしている。そのために、中国は世界各国とともにデジタル経済発展による高成長を共有したい」と強調しました。今年の5月に訪日した際、李克強総理も安倍首相との間で、日中はイノベーション対話メカニズムの構築を加速するという点に関して合意しました。今朝、発展改革委員会の林念修副主任も、内閣府の担当者である泉さんと、中日のイノベーション協力メカニズムの構築について意思の疎通を図りました。デジタル経済は、第4次産業革命の中の代表的な分野で、それをけん引するエンジンとしての役割を果たしています。

デジタル経済を発展させるのは、他のイノベーション産業を発展させるのと同じように四つの要素が必要です。一つは大規模な学際的な研究、二つ目は総合的かつ開放的な施設、産業クラスターの共同発展、三つ目は大規模な資金投入、四つ目は大きな市場の支えです。この四つの要素が、新興産業を発展させるために不可欠な要素となっています。

そのため、グローバルで多様化した環境の中で、日中双方がイノベーション協力を強化することは、経済の共同発展に役立つことといえます。そのために、イノベーション協力について、デジタル経済の協力について、私たちは新しい発展のチャンネルを切り開く必要があります。

3-3. イノベーション協力の新コンテンツ

私のお話する内容は、いきなり第4部に入ります。第3部は割愛させていただきます。内容は同じデジタル経済の協力についてですが、より広い内容となっています。

イノベーション協力について何をするのか。イノベーション協力は、科学技術開発の協力とは同じではありません。科学技術の開発は、イノベーション協力の一つの具体的な内容に過ぎません。そのため、新しい協力においては内容を広げる必要があります。

第一に、政策交流を行う必要があります。なぜ政策交流が必要かということ、先ほどハイテク産業司は太陽光発電を担当しているという話をしました。2000年から毎年、世界は30%の成長率で成長を遂げています。太陽光発電産業は、中国にしても日本にしてもドイツにしてもアメリカにしても、いずれも高成長を遂げています。その中で、この産業が生み出した貿易摩擦も発生しています。例えば、欧米は中国の太陽光発電産業に対し、アンチダンピング、301調査を発動しました。結果的に中国の太陽光発電産業は、コスト削減をすると同時に効率を高め、世界に多様なサービスを提供するまで発展しました。この中に、グローバル政策の協調の問題があります。政策の交流がなければ、多くの新興産業において、いかなる国も中国のこの太陽光発電の産業にかつて直面した問題にぶつかるでしょう。アンチダンピング、アンチ補助金の調査を受けた他に、非難されました。中国の多くの人は、太陽光発電産業は汚染を国内に残し、クリーンエネルギーを海外に輸出したと批判しています。二つの高い汚染、高いエネルギー消

費の産業として批判してきました。そういう中で、グローバルな未来に向けて協調する必要があります。似たような問題はこの産業だけではありません。ビッグデータの発展、情報セキュリティの発展も同じような問題を抱えています。生命科学の発展、バイオ技術の発展も、倫理、道徳、モラル、政策の協調を必要としています。たくさんの政策の協調が必要です。

第二に、新興産業の協力を強化する必要があります。新しい原動力を提供できるのは、新興産業の分野です。ハイテク産業司は、新しい情報技術、デジタル技術を発展させようとしています。われわれは、バイオテクノロジー、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車、スマート装備、省エネ、環境保護、デジタルなど、将来の経済に大きく影響を与える取り組みを推進しています。

第三に、イノベーションと企業との協力を推進する必要があります。イノベーションのために、インフラを提供することが重要です。高エネルギー物流分野において、日本は新しい世代の同期放射光源に投資しようとしています。100億単位の巨額の投資を必要としています。中国も投資を行っています。世界的に見れば、科学者への過剰投資は必要ではありません。科学者のためにイノベーションのためのインフラを提供し、企業のために共同開発を行うためのインフラを提供する必要があります。人的交流を行い、同業者協会の交流を強化する必要があります。イノベーションを行うプレイヤーにサービスを提供するために、イノベーションと企業の協力を推進する必要があるということです。

第四に、地域財産権分野の協力を強化する必要があります。先ほど楊潔司長が、既にたくさんのことを紹介しました。中国政府は、知的財産権保護をイノベーション発展の環境整備における最優先の問題として掲げています。これを解決しないと、イノベーション、企業家を保護することができず、経済が健全な発展を遂げることもできません。そのために中国政府は、知財保護を最優先任務としました。

先ほど、ある専門家が、知的財産権の三合一、調査官制度の導入、いずれも新しい試みと評価しました。われわれは知財保護、審査、裁判の効率を高めるための具体的な措置を推進していますが、さらなる推進のためには、知財保護の協力がとても重要です。イノベーションと発展を巡り、関連の政策、企業間の協力、地域間の協力、われわれはいずれも議論する必要があります。中国政府は、この問題について非常にオープンなスタンスを持っており、複数の国々とイノベーションの協力メカニズムを構築しました。

イノベーション協力を行う第一の目的は、政府間のメカニズムを構築することで、企業のため、市場のプレイヤーの協力のために、プラットフォームを提供します。政府は具体的な協力には介入しません。ただプラットフォームを提供します。

二つ目の目的は、中国と日本の間の市場のポテンシャルを形成していくことです。新興産業は、大きな市場のサポートを必要としています。例えば、バイオ医薬品の開発には10年間で15億ドルが必要です。多くの患者が使わなければ回収できません。そのため、新しい分野、新しい産業は、常に大きな市場によって支えられなければなりません。同様に、高齢化社会も大きな市場の支えを必要としています。日本は高齢化社会に突入しました。中国も同じように高齢化社会に入りました。2億人の高齢者を抱えています。ですから、新しい技術によって支えられなければなりません。

最後に、市場への応用を促進するには、共通の理念を持った企業の協力を必要としています。協力して共同発展を遂げるということです。win-win協力が重要です。

イノベーション協力メカニズムの構築を行う目的は、最終的に企業間の実務協力のためにプラットフォームを提供することです。経済の発展、企業の発展のための具体的な措置としてこれを推進していきます。そして、この協力において、新しいメカニズムを構築する必要があります。

ます。新しいメカニズムとは、部門間、チャンネル間、また大学、産官学、業界団体、ビジネス界、経済団体がともに参画するプラットフォームを形成していくということです。

私の発言は以上ですが、次の中日協力フォーラムの席で、再び皆さんとお会いしたいと思います。イノベーション協力や法律の問題についての議論ももちろん必要ですので、ぜひまた次の機会にお目にかかりたいと思います（拍手）。

（高見澤） ありがとうございます。任司長からは、中国デジタル経済の現状を網羅的にご説明いただきました。従来の先進国の発展モデルとは異なる飛躍的な発展が中国では起こっているわけですが、それに伴うリスクが存在している。発展のアンバランスや情報セキュリティの問題等、課題がいろいろあるということ。それから、インターネットプラス等の中国の政策について。そして、最後にイノベーション協力のためのご提案なども頂いたところです。

続きまして、今の任司長のプレゼンに対応する形で、日本側より2名の方にコメントをお願いしたいと思います。まず1人目、日立製作所上席研究員の梶原敏範様より、「Society 5.0 を実現するデータ活用推進戦略」と題して、日本で行われている Society 5.0 についてのご説明と、それを実現するための戦略についてお話を伺えるものと思います。それでは梶原様、よろしくお願いいたします。

講演2 「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」

コメント：梶浦敏範（株式会社日立製作所 上席研究員

（日本経済団体連合会 情報通信委員会企画部会長代行））

コメント：「Society 5.0 を実現するデータ活用推進戦略」

ご紹介ありがとうございます。また、任司長には中国の現状について詳細なご説明を頂きまして、誠にありがとうございます。

デジタルライゼーションの急速な進歩、さまざまな分野へのデジタル技術の浸透、そして電子政府に代表されるような情報共有、そして安心安全なデジタル空間、そしてスマートシティというのは究極のデータ活用の場ということになりますけれども、併せて地域問題、高齢化問題、格差問題、貧困問題といった社会問題をデジタルの力で解決していくという姿勢は、日本で考えていることと全く同じです。

1. 日本の提唱—Society 5.0—

Society 5.0 という言葉をご存じない方もいらっしゃると思いますので簡単にご紹介しますと、この概念は数年前、日本の第5期科学技術基本計画で初めて提唱されたもので、人間社会の構造は狩猟社会から農業社会、そして工業社会になり、現在は情報社会ですが、それを超える超スマート社会が Society 5.0 であり、日本政府はそれが日本の行くべき進路、あるべき姿であるとしています。

経済界はこれに全面的に賛同しており、むしろ自らが主役であるという発想で「Society 5.0 実現に向けた」と題する提言を経団連が幾つも発表しています。

2. Society 5.0 の世界：Society 5.0 の定義

超スマート社会（Society 5.0）では、情報社会（Society 4.0）で個別最適だったデータ活用が、社会レベルでのデータ活用によって全体最適化されます。

例えば、日立グループの中に建設機械を作っている会社があり、もちろん中国も含めて世界中で稼働しています。現在は、その稼働中の建設機械のエンジンの回転数や油圧、振動といったデータが収集されて、故障の予測や予防補修に使われたり、使い方がアンバランスなどときには施工主に使い方のアドバイスをしたりしています。これがいわば建設機械の部分最適ですが、それよりもっと大きな、例えば鉱山を掘っていたり建築物を建てていたりする場の環境はどうなのか、環境負荷の最も少ない鉱物の採り方はどうなのか、そのための最適な機械はどれか、その機械が最適にオペレーションされる条件はどのようなものかといったことを、データを基にはじき出して、実際にやってみてフィードバックをかけていく。こういうことができれば、建設機械にとどまらない、小さなソサイエティの全体最適化につながっていくわけです。

その意味で、新しいデータの使い方、新しいデータとの掛け算で新しい付加価値を生んでいくということを、われわれは考えています。

3. Society 5.0 実現に向けた鍵

私自身は日立製作所で IT 製品の設計から IT 政策に転化していった人間ですが、今、任社長がおっしゃったようなデジタル社会というものを考えるときには、やはり IT を使うのではなく、データを使うことこそ重要であると常々思っています。そのような立場で、データを使おうと思ったときに何がネックなのかということをもとめてみました。

まず、最初は必要なデータの入手です。政府が持っているデータ（パブリックデータ）で、本来は民間も使えるのだけれどもなかなか出してもらえないようなものも積極的に出してもらおう、国だけではなく自治体が持っているものも出してもらおうと思っておりまし、場合によっては公的なサービスを行っている民間機関にもその少しを担っていただくこともあり得るか、昔から考えています。

それから、今はデータが流通する仕組みがありません。こういうデータが欲しいなと思って持っているらしい人のところへ行くと、何に使うのかというような話になってちががあかない。いわば、経済で言うと物々交換経済のようなものです。今は貨幣が仲介する豊かなトレードの世界になっているわけですから、データに関しても出せる人から本当に必要としている人のところへ届く流通の仕組みが要るだろうという議論をしていて、そこから出てきた発想の一つが、情報を預ける情報銀行です。もちろん、その議論にはデータを渡すときの契約条項のひな形など附帯的なものもあるのですが、前提としてもう一つ付け加えておかなければいけないのは、国境を越えるデータの流通です。われわれはグローバルビジネスをやっている、世界中で同じサービス、同じビジネスをしたいということで、データを必要とするときには世界中から集めたり配ったりしたいわけです。

このように、第一の項目として必要だと申し上げているのは、データにアクセスできることです。それは国境を越えることもあり、本当に必要な人に届くことであり、そういうインフラである。あるいは、そのきっかけとしてのオープンデータです。

第二は、入手したデータを使えるように整理することです。いざデータを頂きましたといって、すぐに使えるかということ、実は意外と使えないことが多いのです。日立の中で、二つの事業所の製造工員の工数、何分かけてこれの組み立てを行ったかという数値データを統合しようとしたところ、片方は 0.1 時間単位で、もう片方は 0.1 分単位であった。作っているものは家電とコンピューターで違ったのですけれども、単位が違って統合は単純にはいかなかったということがありました。似たような話はいろいろなところであって、インチ・フィート系で書いているとか、更新を 1 年に 1 度しかしないところと 1 カ月に 1 度やっているところがあるというような話がいっぱいあります。

あるいは、ID の問題もあります。最近、日本ではマイナンバー制度が導入されて、ID が個人もしくは法人に一つ必ず付くことになりました。日立グループには多くのお取引先企業がございまして、そのお取引先にやはり ID を付けて、このお客さまに何を幾つ売った、あるいは何を幾つ買った、こういうようなことを管理します。

日立グループも大きいものですから、一つの会社と日立の多くのディビジョンが取引をします。そうすると、そのディビジョンごとに、そのお客さまの ID が付きます。あるいは、売りも買いもある会社だと、売りで1回、買いで1回付きます。あるとき幹部が、ある大きなグループの幹部とお酒を飲むに当たり「今期幾ら買っていただいたのか」と軽く聞いたところ、それを計算するのに2週間かかりました。その後、お客さま ID というものをグループ内で統一したところ、いろいろなメリットが出てまいりました。共同で購入できるようになる、あるいは、お付き合いが深くなる、新しいイノベーションも生まれるというようなことがあって、ID を統一しただけでいろいろなことが見えてくるということがありました。そういう話も一つあります。

第三は、ビジネスが持続的に成立するようにすることです。ビッグデータ、ビッグデータといわれていますが、実はもうかるデータというのはそう簡単には見つかりません。データを集めるのに100万円かかり、得た利益は95万円だったというのでは話にならないわけで、経済的に合理性のあるデータがあるか、あるいはそういう使い方があるかという点もポイントです。

最後、第四は、そこまでやっても、社会に受け入れられなければ意味がありません。任社長もプライバシーの話をされていましたが、ある会社が車のEVのデータをいろいろな事業者に使ってもらえるように売ろうと言い出したところ、そういうもので商売して本当によいのかとネットで話題になり、中止のやむなきに至ったということがありました。要するに、単純にプライバシーに関わることでなくとも、世論に対する説明は丁寧にしなければいけないわけです。そして、情報が漏れて自分に被害が及ぶようなことは困るわけで、サイバーセキュリティの確保ということも、当然、項目として出てくるわけです。

実例がないと分かりにくい話なので、実際の例を一つだけご紹介します。東日本大震災のとき、日本の交通は大変混乱しました。道路もいろいろなところで寸断されて、どこの道路が通っているか、どこの地域が孤立しているか、迂回路はどうか全く分かりませんでした。そこで、ホンダが、自社のカーナビゲーションのデータをマップ上に描くということをやりました。そうすることで24時間以内に車が通ったルートが見えて、ここは今通れるということが分かる大変重宝されました。ただ、ホンダ1社では十分ではないということで、トヨタ、日産、パイオニアが自社のデータをそこに載せられて、それでおおむねカバーできて、迂回路あるいは孤立地域、支援すべきところがはっきり分かったわけです。

実はこういう発想は平時からあって、多くの車のカーナビゲーションデータ、位置情報などを使えば、例えばここからここへ1時間で行けたのであれば、高速を通ったに違いないということで料金をチャージしてしまえば、高速の料金所は不要になるのではないかという話もありますし、運転の仕方によって保険料を変えたいという損保商品があってもいいと思います。利用するアイデアはどんどん出てくるのですけれども、なぜそれができていなかったかということ、4社の中のどこが情報を集めるのかという一番最初のところが決まらなかったからです。東日本大震災のときには、非常時だったものですから、ITS Japan というNPOが、自分がやろうと言って手を挙げたからできたのです。

2番目は、実は4社のデータが微妙に違うものですから、それをアジャストするのに少し時間がかかりました。非常時だからやろうということでおやりになったわけですが、平時だったら、自分のところのデータに合わせろという話になったかもしれません。

3 番目は、そうしてできたデータに経済合理性があったということです。保険会社や高速道路会社がもうかったとして、そのフィードバックはどうやって出してくれるのか。そういう経済の仕組みも今後考えていかなければいけません。

そして最後に、僕はそんなところを通ったということを見られたくないというプライバシーの問題が出てきます。データ活用については、このようなことを1個1個解決しながら進めていかなければいけません。

今日、任司長からご紹介いただいたスマートシティに至る道、あるいは産学協働、もしくは国際連携というようなものは、当然、われわれも賛同するところではありますし、このようなデータの活用についての議論を、国内だけではなく国境を越えてしたいというふうに、私どもは思っています。今後もこのような勉強の機会を与您にいただけますことをお願いして、私のコメントとさせていただきます。以上です（拍手）。

（高見澤）梶浦様、どうもありがとうございます。Society 5.0のご説明、国境を越えたデータ活用ということが一つのキーワードになっていたかと思えます。

続きまして、もうお一方、桜美林大学の経営学研究科教授の雷海濤様に、「中国デジタルエコノミーの現状と日中協力の可能性」と題しまして、中国企業の成長と、今後の日中ビジネスの協力の可能性について、お話しただけということです。では、雷様、よろしく申し上げます。

講演2 「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」

コメント：雷海濤（桜美林大学 経営学研究科 教授）

コメント：「中国デジタルエコノミーの現状と日中協力の可能性」

今日はこのような機会を頂きまして、非常にうれしく思っています。ありがとうございます。私は今は桜美林大学にいますが、今年の4月まで、26年間、東芝に勤めておりました。大学に入ってまだ4カ月ぐらいで、まだ東芝にいた頃の意識が抜けていませぬので、今日のテーマであるデジタル経済について示唆に富んだ話を、特に任司長からは中国の現状をマクロ的な視点で非常に網羅的にお話しいただき、本当に勉強になりました。

私にはとてもコメントするような資格も能力もございませぬので、一つの補足として、今の中国のデジタル経済はどのようにになっているか、幾つかの企業の事例を皆さんと共有させていただいて、これから日本企業は対中ビジネスをどう考えるべきかの議論の呼び水としてお話しさせていただきます。解答用紙を用意しているわけではございませぬので、先ほどの任司長のお話のように、これから日中間、中日間でどのように対話していくか、あるいは一緒に考えていくかということを考えるきっかけとなれば幸いです。

1. 中国経済の概況

1-1. 中国の経済成長

全般の状況については本当に釈迦に説法で、任司長、楊司長をはじめ、皆さんご存じの話ばかりですが、中国のデジタル経済はいつから大きく発展しだしたのか。私自身も明確なタイミングは分かりませぬが、大体のイメージではリーマンショック以降です。

リーマンショックがあった2008年、2009年は世界中の企業、特に日本の各社の業績は大変な状況になって、恐らく経営者もデジタルやインターネット、あるいは新規ビジネスを考える余

裕はなかったのではないかと思います。ちょうどそのタイミングで、ある計算では為替レートの関係で2010年という説もありますが、日中のGDPが逆転し、現在は世界第2位、第3位ですが、実は第2位の中国と第3位の日本では約3倍の開きがあります。

先ほど任司長の話にありましたように、中国のeコマースの規模は、2017年時点で日本円で約450兆円です。日本のGDPは550兆円程度ですから、ほぼ日本のGDPに相当するような規模になっています。2009年からスタートしてまだ10年たっていないのですが、恐らく日中のビジネスはそこから枝分かれして、中国は急激にデジタル化し、インターネットが隆盛になってきているというのが今日の姿ではないかと思います。

1-2. 中国の日本のマーケットの比較

幾つかのマーケットを比較すると、これはあくまで表面的な結果がこうなっているということですが、まず車は中国が2800万台で、日本の490万台の約6倍、アメリカの1.5倍になっています。これはまだガソリン自動車で、これからEVや新エネ車がどうなっていくのか、非常に注目されています。

スマホは、日本13.8倍でちょうど人口比と同じです。先ほど任司長からお話があったように、1978年の改革開放がスタートした年には中国の固定電話の普及率は0.5%で、役所や偉い人の家にしか固定電話がありませんでした。そこから、ファーウェイが電話交換機のビジネスで急激に大きくなっていったという経緯があります。

eコマースも、日本の12倍でまさに人口比と全く同じですが、あくまでこれは2016年の瞬間風速で、まだまだこれから伸びていきます。今の中国経済の現状をまず一つ、おさらいとして共有させていただきました。

2. 中国企業の成長と実力

2-1. 華為（ファーウェイ）

中国のデジタル経済ということで、実際の企業がどういうふう成長してきたか、2社の具体例を挙げて皆さんと共有させていただきたいと思います。

1社はファーウェイです。皆さんも、既に会社の名前あるいはブランドは広くご存じではないかと思います。特にスマホは、ファーウェイが日本のキャリアに入って10年です。いわゆるSIMフリーになって、今年からドコモ、ソフトバンク、auなどにもファーウェイのスマホが入ってきます。

ファーウェイは、87年に創業して、スマホ、携帯電話ではなく固定電話の交換機からスタートしました。創業者は今74歳の方です。中国では80年代半ばに電話が急激に普及しはじめましたが、もちろんその裏では政府指導の下、電話交換機、電話局の増設が大規模に展開されていました。当時は海外の技術が使われているものが多かったのですが、まずは技術を吸収して、何とか国産メーカーを育成しようというのが政府の考え方で、その中の1社がファーウェイです。

ファーウェイの面白い特徴の一つは、イノベーション、研究開発を非常に重要視していることです。とにかく中国市場は大きくて、物はどんどん売れるのですが、いざ、例えば頭打ちになったり、経済危機、金融危機になったときに存続できる強さの一つは、イノベーション、あるいは研究開発、技術力です。そこはまさに創業者の慧眼で、その思想をずっと今日まで持ち続けて、毎年売り上げの10~15%を研究開発に投入しています。

事業構成は、実は個人向けのスマホに参入したのは最近で、元々キャリア向けの電話交換機から始まり、その後は携帯電話、携帯電話の基地局などを手掛けて、2017年現在もキャリア向

けのいわゆる電話局の設備が、事業構成の 55.7%を占めています。それから、企業向けのサーバストレージやインターネット設備、スイッチルーターといったものが 8%弱、3 割強がスマホです。ファーウェイがやっているのは、アップル以外のサムスンや他のメーカーと同じアンドロイド方式のスマホ端末で、近年非常に急激に伸びています。このように、通信キャリア向け設備、エンタープライズ向けのいろいろなソリューション、スマホ端末と、今の世界のデジタル経済の中の通信は全てカバーしているのがファーウェイの特徴です。

2017 年の売上高は既に日本円で 10 兆円規模になっています。年間も四半期の瞬間風速の数字とほぼ同じような感覚で、現在は 1 位はサムスン、2 位はアップル、3 位はファーウェイですが、ファーウェイはアップルに非常に肉薄していて、もしかしたら今年は世界 2 位になるかもしれないといわれています。ただ、これは台数、売り上げベースの話で、利益はまた別の話です。

比較して語ることが適当かどうか分かりませんが、ファーウェイとアップルをラフに比べてみました。かなり違います。ファーウェイは、申し上げたようにスマホ端末、基地局の設備、法人向けソリューションで非常に成功している企業ですが、もちろん課題もあります。課題の一つは、三つの事業の相乗効果をいかに出せるかです。もちろんシナジーはあることはありますけれども、今のところあまり大きなものは見られていない。有機的に融合してもっと売り上げや利益に貢献するというのが、ファーウェイの課題ではないかと思います。

片やアップルは大成功と言ってもいいのですが、以前の iPod や Mac と iPhone の何が違うかという、昔、スティーブ・ジョブズが「iPhone は単なる端末というハードウェアにとどまらず、ソフトウェアの実現の出口であり、消費者にとっての入り口だ」と表現しています。iPhone の一番コアは iOS ですが、アップルストアのいろいろなアプリが、まさに消費者にとっては自分のライフスタイルと密接に関係しているもので、中国人も、あるいは世界のどこの人でもスマホ一つで生活できるほど、たくさんアプリがほとんど無料でダウンロードして使われています。例えば配車サービスにしても、あるいは今のはやりのモバイル決済にしても、全部スマホのアプリという形で実現しています。その意味で、アップルは非常に大きなプラットフォームを構築しているのです。それに比べると、ファーウェイあるいは中国メーカーはまだまだプラットフォームを構築するということころまでは至っておらず、それがもう一つの課題と言えます。

2-2. 阿里巴巴 (アリババ)

次はもっと面白い会社で、皆さんよくご存じのアリババです。ここはある意味でプラットフォーム、まさにインターネットをベースとしたビジネス展開をしています。

最初の出だしは e コマース、簡単に言えばネットショッピングです。日本では、ネットショッピング以前にテレビショッピングやテレフォンショッピングといった形態があって、自宅から出なくても生活できるというライフスタイルを、何十年も前に実現していて、今はもう全部、何でもかんでもネットになっています。これは後の話もありますが、日本にとっていいのか悪いのか、本当に何なのか、恐らく日本人、あるいは日本の経営者は複雑な気持ちかもしれません。

少し古い数字ですが、中国のインターネットの普及率は 51.7%、任司長のスライドでは 55%を超えている状況でしたが、一つ言いたいのは、まだ伸びしろがあるということです。インターネットの普及率は、中国の都市化、いわゆる都市人口の増加の比率とほぼぴったり一致しているのです。今は田舎でもさすがに電気は通っていて、テレビや冷蔵庫、洗濯機等々はありませんが、インターネットがまだつながっていないところがあって、中国政府も国として格差解

消を推進しようという方向性を示しています。その意味で、まだまだ伸びしろがあると言えるわけです。

それから、一企業のミクロの話をする、アマゾンや eBay、日本の楽天と比較すると、アリババの売り上げはまだアマゾンの7分の1程度です。しかし、売り上げだけを見ると誤解されやすいのですが、e コマースあるいはインターネットをベースとしたビジネスは、大規模な工場や高価な生産設備、研究開発設備が要らないことから固定コストが少なく、利益率が非常に高いのです。一般的に30%、調子良くいけば50%、70%と、製造業では考えられないような利益率です。ですから、アリババは売り上げはアマゾンには及びませんが、利益はアマゾンの2倍ぐらい出しています。

ビジネスモデルはアマゾンとだいぶ違って、実はアリババは今、e コマースだけでなく、多様な事業を展開しています。e コマースのプラットフォームは無料、つまり、アリババのe コマースに出店するのに基本的にお金は要りません。ただ、広告はアリババの収入です。e コマースの中でも CtoC、BtoC があって、CtoC は、あるレベルにいくとプレミアムサービス料を払わなければいけませんし、BtoC は購買マージンを取ります。これはアマゾンと同じです。

事業構成は、85%が e コマースですが、アリババの課題は、e コマース以外は実はあまりもわかっていないことです。例えば、メディア&エンターテインメントが9%ということで、実は映画にも投資しているのです。アメリカや日本の映画の最初のシーンに、アリババのロゴが出てくることがあります。あと、クラウド、データセンターが4%と、まだまだ小さいですし、収益もあまり上がっていないというのが今のアリババです。

アリババのイノベーションを一言で言えば、Alipay です。実は中国には15年ぐらい前にタオバオや Tmall といったショッピングサイトが登場しましたが、皆さんご存じのとおり、クレジットカードや後払いといった制度は、いまだにあまり普及していません。そうすると、ネット経由で売買すると、やはり危ないのです。持ち逃げや、払っても物が来ないというようなトラブルはどのように解決するかということでアリババが考えついたのが、Alipay です。自分で Alipay というプラットフォームを構築して、一時的にお金をそこでプールする。もちろんこれは CtoC です。個人のお客さんが個人の売店に対してある物を注文すると、お客さんは個人の売店ではなく Alipay にまず支払います。そこで1週間程度お金がプールされるのです。お金が支払われると Alipay から売店にそれを知らせ、知らせを受けた売店はお客さんに出荷する。お客さんは商品が届いたら Alipay にそれを知らせて、それで初めて Alipay から売店に実際に支払いをするという仕組みを考えましたのです。

ネットショッピングは、アメリカが原産の技術です。最初に実現したのは eBay で、日本にも楽天などいろいろありますが、ほとんどの決済は個人対個人、あるいは個人対会社で、クレジットカード払いか後払い、銀行振り込み等々で行われています。しかし、そういった元々の土台が中国にはなかったので Alipay を考えついた、これがイノベーションです。

これは私の想像ですが、Alipay でいわゆる第三者決済を扱うようになり、ネットショッピングの規模がものすごく大きくなっていくと、非常に大量のお金がプールされることになるため、そのお金を有効活用できないかということ、恐らく後になってアリババは考えついたのだと思います。そして金融、今風に言うとフィンテックやキャッシュレスを考え出したというのが、アリババのその後の状況です。まさにスマホ一つ、Alipay のアプリをダウンロードしさえすれば、ライフスタイルの全てが満たされます。中国は飛行機に乗ったりホテルに泊まったりするときには身分証が必要なのですが、スマホと身分証さえあれば、別にお金を持っていなくても平気です。先ほど任司長が言われたとおり、バッテリーが上がるのが一番怖いという状態になっています。

(任) 今は身分証もデジタル化しています。今後、恐らく身分証も携帯に入れてということになると思います。

(雷) それはちょうど言いたかったところで、恐らく将来的に個人 ID をスマホに組み込めば、本当に正真正銘、スマホ一つでどこにでも行けるし、どのような生活でも送ることができるようになると思います。

もちろんアリババが金融をやりだすと既存の銀行は面白くないわけで、先ほど任司長からお話があったように、政府は新しいビジネスに対して、まだ十分大きくなっていないところは殺してはいけないというスタンスで、加えて個人情報やプライバシー、あるいはいろいろなセキュリティの問題には慎重に、包摂と慎重の両面のスタンスで新規ビジネスに対応しています。

日本はどうかというと、別に批判するわけではないのですけれども、特に最近のシェアリングビジネス（ライドシェアや配車サービス）や民泊、さらにフィンテックやキャッシュレスといった新しいビジネスに対して、既存の市場の保護や、サービスの質には影響してはいけないという日本のスタンスなど、合理的な要因ももちろんありますが、ことごとく非常に高い障壁を設けています。しかし、中国は逆に、特に大都会で、特にラッシュアワーにはタクシーが全然つかまらないといったタクシーの状況と乗客の状況がうまくマッチングできていないという社会的なニーズを正確にキャッチして、インターネットという非常に速くマッチングできるプラットフォームを組み合わせ、アメリカの原産技術である Uber にヒントを得た滴滴（ディーディー）という配車サービスの提供を始めました。そういったところが、最近の中国のデジタル経済の一つの特徴ではないかと思います。

そういった意味で、イノベーションとは決して研究開発、あるいは研究成果ではなくて、本当に顧客を獲得できるかどうか、あるいは価値、収益を上げられて初めて、イノベーションといえるのです。これは、半世紀前に亡くなられたイノベーションの大御所であるジョセフ・シュンペーターの話です。恐らくこの話は現在も生きていて、特に中国はそのとおりに実現されているのではないかと、私は個人的に見ています。

3. これからの日中協業について

30年前、40年前に中国に進出した日本企業は、当時はまだ技術を持っていて、うまく中国での消費を広げていくというのが対中ビジネスの一つの姿だったのですが、昨今のデジタル経済下で日本が中国に対して何を提供できるか、30年前とはまるっきり違った景色になっています。ですから、同じ話の繰り返しになりますが、日本は中国のデジタルエコノミーの現実をまず確認した上で、これからの対中ビジネスを考えていかなければいけません。

そうは言っても、別にひたすら悲観的になる必要はなくて、通信機器や半導体、電子部品の他にも、素材や新材料、あるいはロボット、スマート製造等、まだまだ日本には優位性の高い分野がたくさんあって、そういったものではまだ十分戦えます。

最後に、議論の呼び水の一つとして申し上げると、中国でビッグデータの蓄積が進む一方で、日本にはこれまでの生産活動、あるいは生産技術のリアルデータ、あるいはディープデータと呼ばれるものがかなり蓄積されています。こうしたものを無防備で出すと、技術やノウハウの流出につながるので、今日のまさに前半の話ですが、知財の保護がまずあって、デジタルエコノミーが進む。恐らくこの2点は非常に密接に関係して離れられないものだというのは、今日のセミナーで非常に勉強になったところです。これは今後、日本の持っているものと中国の持っているもので互いに補完し合うということを考える、一つのきっかけになるのではないかと

思います。

それからもう一つ、何でもかんでもオープンに出すと企業の存続に関わりますから、オープンにできる部分とクローズドにしてしっかり守るコアの部分の両刀使いが必要です。

ちょうど最近、日経新聞で「オープン&クローズ戦略」という連載をしています。まさに同じようなイメージです。きちんと切り分けると言っても、実際に現実になってみるとなかなか切り分けが難しいところもあります。何が出せるか、何がクローズで自分で取っておくのか、非常にたくさんの作業が必要なわけですが、考え方としてはやはりオープンとクローズの両刀使いで、オープンするところはむしろ積極的にオープンにして、もっとみんなで一緒に考えて、一緒にマーケットを大きくしていくというのが、オープン&クローズ戦略の一番コアなところだと思います。それは決して私の考えではなくて、もう既に理論として一つあるものです。

恐らく多くの日本企業には、まだ自社研究あるいは中央研究所的な会社の構造があって、オープン&クローズ戦略を取るのには難しいかと思いますが、世界を見ると 1990 年代以降、あるいは 2000 年以降、オープンイノベーションは非常に盛んになってきています。もちろん中国も、この時流に乗らないと、なかなか厳しい戦いになるのではないかと。もちろん中国も、ポジティブにオープン&クローズを考えていくべきではないかということ、私の話の締めくくりとさせていただきます。ありがとうございました（拍手）。

（高見澤） 雷様、どうもありがとうございました。中国では経済成長とともにライフスタイルが変化し、ファーウェイやアリババといったイノベーション企業が育ってきている中で、新しい流通サービスも生まれている。日本と中国には、それぞれの優位性を生かしながら相互補完する新しいビジネスモデルが求められているということではなかったかと思います。

本来であれば皆さまとディスカッションする時間を設けたかったところですが、残り時間があと 4 分ほどになってしまいました。時間もありませんので、任司長から、コメントも含めて最後にご発言を頂ければと思います。任司長、よろしく願いいたします。

（任） まず、中国のデジタル経済の発展は、日本の Society 5.0 戦略に非常にマッチする共通性のある戦略だと思います。今後のデジタル経済の成長は、両国国民の福祉に大きなチャンスをもたらすと感じました。

そして、雷先生が紹介された二つの事例を聞くと、中国企業は素晴らしいように聞こえます。しかし、中国企業の労働生産性、収益力、エネルギー消費、さらに科学技術者 1 人当たりの開発費では、日本企業と大きな開きがあります。ファーウェイとアリババはあくまでも特別な事例で、中国全体の産業水準を代表しているわけではないということを強調しておきたいと思います。

3 点目に申し上げたいのは、大きなチャンスがあるということです。中国と日本は大きな市場を持っています。ぜひ日本の皆さまに中国、北京を訪れていただき、協力の機会を模索していきたいと思います。ご協力できることはさせていただきますので、何なりとおっしゃってください。以上です。ありがとうございました（拍手）。

（高見澤） 任司長、どうもありがとうございました。皆さまも、長い間お疲れさまでした。これにてハイテクのセッションを終わりにさせていただきます。改めて、ご発言いただいた 3 名の方に、拍手をもって感謝の意を伝えたいと思います（拍手）。

どうもありがとうございました。では、司会にマイクを戻させていただきます。

総 括

小杉丈夫（ 公益財団法人国際民商事法センター理事・松尾綜合法律事務所弁護士）

ご参加の皆さま、本日は長い間、大変お疲れさまでした。おかげさまで、冒頭に申し上げた新しい国家発展改革委員会との協議書の下での第1回の日中セミナーを、無事に最後まで持つてくることができました。

冒頭に申しましたように、私は第1回から見てきていますけれども、最初の頃は本当に議論が全くかみ合わなかったのです。司会をしていて大変苦労いたしました。22回になるともう、むしろ司会は要らないくらい、安心して座って聴いていただけるようになって、22年間の蓄積、相互の信頼関係が非常に大きいと思います。

セミナーのやり方としては、日本で開催するときには中国の方に講師になっていただいて日本側がコメンテーターを出すという形で、問題点についての議論を深めることにしています。反対に、われわれが中国に行くときには、日本側から講師を出して中国の方にコメンテーターになっていただき、今日と同じような形で議論を深めるということをやっております、非常にうまくいっているのではないかと考えております。

本日は2部に分けて、前半は知財の問題について議論しました。知財の問題は、本当にごく最近までは、中国はアメリカなどから知財の保護が不十分だと非常に責められて、ディフェンシブな対応というか発言が非常に多かったと思いますが、本日の楊先生のお話を伺っても、急激にそういう状態は脱して、むしろ積極的に知財というものを使って国内のイノベーションを進め、中国の市場だけでなく、むしろ外に出ていこうとしているような感じがしました。「一帯一路」や「走出去（外に出ていこう）」がスローガンになっている時代だということで、中国の知財の発展ぶりが非常に印象に残りました。

新しい知財の裁判所の話や、三合一で民事、刑事、行政の事件を一緒に処理しようという考えも、日本にとっても非常に新しいものだと思いますし、知財を保護して世界の知財のいろいろなノウハウを引き付けていこうということも、少し立場は違いますけれども韓国なども非常に熱心に今やっていて、大きな知財の裁判所の改革などをやっています。

そういうところから見ると、まだまだ日本は遅れているというか、世間全体の中でそういう意識がまだ醸成されていないのではないかと感じが強くします。日本でも新しい知財の仲裁のセンターをつくるというようなニュースが最近出ましたが、中国や韓国と比べるとまだまだ遅いと、今日の楊先生とコメンテーターの方々のお話を伺いながら感じました。

後半のデジタル経済についても、任司長に中国の現況を大変網羅的に話していただいて、また、お二人のコメンテーターに大変よくフォローしていただいて、今の中国が持っているリスクや、データを処理するためにはまだまだいろいろな問題があるのだなということを感じましたけれども、伺っていて、中国の方から日本に対してのラブコールといいますか、もっと一緒にやろうではないかという呼び掛けが、非常に多いように思いました。日本の方はまだまだデジタル経済がそこまで進んでいないのですが、呼び掛けられた日本側としてそれにどう対応していくのかは、大きな課題だろうと思います。

中国の市場に出ていくだけではなくて、先ほど申し上げたように中国は「一帯一路」とか「走出去」ということで、日本と一緒に中国の外で何かできないか、一緒にやらないかというような話も最近は出ているような状況だと思っておりまして、そういうことも日本側としては考えていかなければならないと感じた次第です。

今申しましたように、新協議書の下での第1回のセミナーを皆さまがどのように感じられたか、

後でまたご意見を伺いながら、今後どう発展させていくかを考えたいと思っております。先ほどお話ししましたように、次回はわれわれが中国へ行く番ですが、今回の22回は、本来であれば去年開催するはずだったものが、延び延びになって今になったということで、できれば今年中、少なくとも来年の3月までには北京で23回を開催して、来年はもう一度、24回を日本でやりたいと思っております。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

今日は長い間、本当にありがとうございました。また、この長いセッションを成功に導いてくださった同時通訳の方にも、改めてお礼を申し上げたいと思います。皆さまと一緒に拍手をして感謝したいと思います。ありがとうございました（拍手）。

それでは、これもちまして、今回の22回の日中民商事法セミナーを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野